平成30年度 包括外部監査結果報告書 【概要版】

<テーマ>

県民利便施設(都市公園・社会教育施設・ スポーツ施設)の管理運営について

兵庫県包括外部監査人 公認会計士 北本 敏

目次

第1章	章	包括外部監査の概要	3
1.		外部監査の種類	3
2.		選定した特定の事件(テーマ)	3
3.		事件を選定した理由	3
4.		監査の対象期間	3
5.		監査の対象施設	3
6.		監査の方法	5
	(1)	監査の要点	5
	(2)	実施した主な監査手続	. 5
7.		監査の実施期間	5
8.		包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	5
9.		利害関係の有無	5
10.		略語・用語の説明	6
第25	章	監査の結果及び意見	7
1.		総論	7
	(1)	指摘及び意見の区分について	. 7
	(2)	指摘及び意見の一覧	7
2.		全般的事項に関する監査の結果及び意見	15
	(1)	全般的事項に関する監査の結果及び意見	15
3.		都市公園施設 (15 施設) に関する監査の結果及び意見	
	(1)	舞子公園	24
	(2)	尼崎の森中央緑地(スポーツ健康増進施設を除く)	26
	(3)	明石公園	26
	(4)	甲山森林公園	29
	(5)	西猪名公園	29
	(6)	赤穂海浜公園	32
	(7)	三木総合防災公園	33
	(8)	一庫公園	36
	(9)	有馬富士公園	36
	(10)) 丹波並木道中央公園	36
	(11) 淡路佐野運動公園	37
	(12	2) 淡路島公園	38
	(13	3) 攤山緑地	40
	(14	1) 播磨中央公園	40
	(15	5) あわじ石の寝屋緑地	43

4.	才	土会教育施設(8 施設)に関する監査の結果及び意見	44
	(1)	嬉野台生涯教育センター	45
	(2)	図書館	46
	(3)	美術館王子分館	49
	(4)	美術館	50
	(5)	歷史博物館	51
	(6)	人と自然の博物館	53
	(7)	コウノトリの郷公園	56
	(8)	考古博物館	58
5.	7	スポーツ施設(7 施設)に関する監査の結果及び意見	62
	(1)	文化体育館	63
	(2)	武道館	63
	(3)	総合体育館	65
	(4)	海洋体育館	65
	(5)	円山川公苑	66
	(6)	弓道場	70
	(7)	神戸西テニスコート	72
第3	章	総合意見	76
1.	題	監査の視点	76
2.	Ē	監査結果のまとめ	76
	(1)	都市公園	76
	(2)	社会教育施設	78
	(3)	スポーツ施設	79
	(4)	兵庫県全体の視点	81

- 1. 本報告書(概要版)における数値の表示については、原則として切捨てになっている。したがって、端数処理の関係上、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。
- 2. 本報告書(概要版)における図表は、出典が個別に記載されている箇所を除き、兵庫県より提供された資料もしくは兵庫県ホームページをもとに作成している。
- 3. これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件 (テーマ)

県民利便施設(都市公園・社会教育施設・スポーツ施設)の管理運営について

3. 事件を選定した理由

兵庫県は県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いた指針として、平成13年2月に「21世紀兵庫長期ビジョン」を、平成23年12月に全県ビジョンの改訂版である「21世紀兵庫長期ビジョン-2040年への共同戦略」を策定している。この長期ビジョンに基づいて、兵庫県では県民利便施設として多数の都市公園や社会教育施設、スポーツ施設を設置している。

しかし、県民利便施設にかかる管理・運営費用が毎年多額となっており、さらには過去に 設置した県民利便施設の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれている。一方で、人口は減少 局面に入っており、利用者数の減少に伴う収入減が予測されている。

このような県の厳しい財政状況の下で、多額の財政負担を強いる県民利便施設が効果的かつ効率的に管理・運営がなされることは重要な課題である。

具体的には、県民利便施設について①施設の管理運営にかかる収入・支出手続等が関連する法令等に従い適切に行われているか②施設の県有資産が県の財務規則に従い適切に管理されているか③利用者のサービス向上等、施設の指定管理業務が適切に行われているか④経営改善や利用率向上等を目的とした効率的・効果的な施設の有効活用を図る取組が行われているか、また、指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の運用状況について検討することとした。

4. 監査の対象期間

平成29年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

5. 監査の対象施設

県民利便施設のうち、都市公園・社会教育施設・スポーツ施設は、県民が実際に使用する機会が多く、税金や利用料金収入を財源にした支出があることから、監査の対象とする。

また、上記に区分される県民利便施設を所管する部局(県土整備部、企画県民部、教育委員会)及び各施設で指定管理者制度を採用している場合にはその指定管理者を対象に含める。 また、指定管理者制度移行による効果等の分析検証を行っている所管課についても対象に含めている。

なお、具体的な監査対象施設は以下のとおりである。

<平成30年度包括外部監査対象施設一覧>

番号	区分	施設名	所管部局	所管課	視察
1	都市公園	舞子公園	県土整備部	公園緑地課	0
2	都市公園	尼崎の森中央緑地	県土整備部	公園緑地課	0
3	都市公園	明石公園	県土整備部	公園緑地課	0
4	都市公園	甲山森林公園	県土整備部	公園緑地課	※ 1
5	都市公園	西猪名公園	県土整備部	公園緑地課	0
6	都市公園	赤穂海浜公園	県土整備部	公園緑地課	0
7	都市公園	三木総合防災公園	県土整備部	公園緑地課	0
8	都市公園	一庫公園	県土整備部	公園緑地課	0
9	都市公園	有馬富士公園	県土整備部	公園緑地課	0
10	都市公園	丹波並木道中央公園	県土整備部	公園緑地課	※ 1
11	都市公園	淡路佐野運動公園	県土整備部	公園緑地課	0
12	都市公園	淡路島公園	県土整備部	公園緑地課	0
13	都市公園	灘山緑地	県土整備部	公園緑地課	※ 1
14	都市公園	播磨中央公園	県土整備部	公園緑地課	0
15	都市公園	あわじ石の寝屋緑地	県土整備部	公園緑地課	※ 1
16	社会教育施設	嬉野台生涯教育センター	企画県民部	県民生活課	0
17	社会教育施設	図書館	教育委員会	社会教育課	\circ
18	社会教育施設	美術館王子分館	企画県民部	芸術文化課	\circ
19	社会教育施設	美術館	教育委員会	社会教育課	\circ
20	社会教育施設	歴史博物館	教育委員会	文化財課	\circ
21	社会教育施設	人と自然の博物館	教育委員会	社会教育課	\circ
22	社会教育施設	コウノトリの郷公園	教育委員会	社会教育課	\circ
23	社会教育施設	考古博物館	教育委員会	文化財課	0
24	スポーツ施設	文化体育館	教育委員会	体育保健課	0
25	スポーツ施設	武道館	教育委員会	体育保健課	0
26	スポーツ施設	総合体育館	教育委員会	体育保健課	0
27	スポーツ施設	海洋体育館	教育委員会	体育保健課	※ 2
28	スポーツ施設	円山川公苑	教育委員会	体育保健課	0
29	スポーツ施設	弓道場	教育委員会	体育保健課	0
30	スポーツ施設	神戸西テニスコート	教育委員会	体育保健課	0

- (※1) 指定管理業務の支出が1億円未満かつ利用料金がない施設については、視察は実施せず書面にて監査を実施した施設である。
- (※2) 当初視察を予定していたが、平成30年9月4日に上陸した台風第21号による高潮のため甚大な被害が発生したことにより中止とした施設である。
- (※3) 上表における施設名については、「兵庫県立」を省略している(以下、同じ)。

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 施設の管理運営にかかる収入・支出手続等が関連する法令等に従い適切に行われているか。
- ② 施設の県有資産が県の財務規則に従い適切に管理されているか。
- ③ 利用者のサービス向上等、施設の指定管理業務が適切に行われているか。
- ④ 経営改善や利用率向上等を目的とした効率的・効果的な施設の有効活用を図る取組が行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 県民利便施設の現地視察
- ② 県民利便施設及び指定管理者(以下、「施設等」という。)の関係書類の閲覧
- ③ 兵庫県園芸・公園協会理事長、兵庫県体育協会専務理事との面談
- ④ 県民利便施設所管部局及び指定管理者への質問
- ⑤ 施設等の使用する県有資産の現物実査及び備品台帳との突合
- ⑥ 県民利便施設の運営コスト分析等の諸分析
- ⑦ 平成15年度の包括外部監査にかかる措置状況の検討

7. 監査の実施期間

自平成30年7月1日 至平成31年1月31日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

公認会計士	北	本		敏
公認会計士	黒	木	賢-	一郎
公認会計士	Щ	田		岳
公認会計士	髙	橋	利	昌
公認会計士	多	田		真
公認会計士	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	和	久
公認会計士	黄		壽	容
公認会計士	古	澤	裕	子
公認会計士	吉	田	博	昭
公認会計士	末	積	真	美
公認会計士	平	野	江	美
会計士試験合格者	中	Щ		碧
	公認会計士	公認会計士 黒 公認会計士 公認会計士 公認会計士 多 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	公認会計士 里 木 公認会計士 山 髙 公認会計士 名 日 公認会計士 立 古 古 公認会計士 公認会計士 公認会計士 本 平 公認会計士 公認会計士 本 平 公認会計士 公認会計士 本 平	公認会計士 黒 木 賢一 公認会計士 山 髙 橋 利 公認会計士 多 田 公認会計士 立 和 公認会計士 古 毒 公認会計士 古 市 積 博 公認会計士 本 野

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

10. 略語・用語の説明

(公財)…公益財団法人

県有備品…兵庫県が所有する備品

AED…自動体外式除細動機

アウトリーチ活動…現場出張サービス

かい長…県の財務規則に基づき、かいに指定された出先機関の長

第2章 監査の結果及び意見

1. 総論

(1) 指摘及び意見の区分について

「第1章6. (1) 監査の要点及び(2) 実施した主な監査手続」に記載した監査の結果として、「指摘」が33件及び「意見」が88件あった。なお、「指摘」と「意見」は、以下の観点から総合的に判断して区分している。

区分	判断基準
指摘	事務の執行において①関係法令、規則及び諸規程に違反と判断したもの、②3E(有
	効性・効率性・経済性)の観点から著しく合理性に欠けると認められ改善を求め
	るもの。
意見	3E(有効性・効率性・経済性)の観点から、包括外部監査人が記載することが適当
	と判断したもの。

(2) 指摘及び意見の一覧

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
全般的事項				
意見 2-1	0	_	15	経営努力による収支改善分の全てが指定管理
				料から減額されてしまうという指定管理者の認
				識との齟齬が散見されるため、コスト削減や前向
				きな利用料金の提案が行われるよう丁寧な説明
				を行っていく必要がある。
意見 2-2	0	_	16	指定管理者の公募においてより多くの団体か
				らの応募が行われ民間事業者を含めた幅広い団
				体から有用な考えや手法を活用できるように積
				極的な PR や事業者が応募しやすい仕組みの構築
				が必要である。
意見 2-3	0	_	16	指定管理者公募時の募集期間について、「指定
				管理者の公募に関するガイドライン」に沿って十
				分に確保する必要がある。
意見 2-4	0	_	17	現状よりも施設運営評価情報の公表時期を早
				めることができるような体制の構築及び努力を
				行う必要がある。
意見 2-5	0	_	17	指定管理者制度導入施設の行政コスト計算書
				及び貸借対照表において以下の問題点がある。
				・行政コスト計算書の作成目的を明確にし記載
				されているコストは兵庫県のコストではないこ

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				とについて説明が必要である。
				・兵庫県の施設の貸借対照表に兵庫県が負担し
				ない引当金を記載することについてその情報の
				有用性について再検討する必要がある。
				・前年からの退職給与引当金の増減により計算
				される退職給与引当金繰入の情報の有用性につ
				いて再検討する必要がある。
意見 2-6	0	_	20	多くの施設において、運営評価指標の見直しが
				行われていないため、適時に適切な運営評価指標
				及び目標値の見直しを行う必要がある。
意見 2-7	0		21	利用料金収入に集計する項目を明確にする必
				要がある。
意見 2-8	0	_	22	兵庫県は、指定管理者制度対象施設に対して、
				県有備品の管理について、適切な指導を行うこと
				が必要である。
都市公園施設				
指摘 3-1-1	0	舞子公園	24	県有備品及び物品の管理について、県有備品台
指摘 3-2-1		尼崎の森中央緑地	26	帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記
指摘 3-3-1		明石公園	26	載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵
指摘 3-5-1		西猪名公園	29	庫県への報告漏れ等の管理不備について改善す
指摘 3-6-1		赤穂海浜公園	32	るべきである。
指摘 3-7-1		三木総合防災公園	33	また、県有備品について、年に1度程度は証跡
指摘 3-8-1		一庫公園	36	を残す形での棚卸しを行うべきである。
指摘 3-9-1		有馬富士公園	36	
指摘 3-11-1		淡路佐野運動公園	37	
指摘 3-12-1		淡路島公園	38	
指摘 3-12-3		淡路島公園(オアシス)	39	
指摘 3-14-1		播磨中央公園	40	
指摘 3-1-2	0	舞子公園	24	指定管理者は収益事業及び利用促進事業につ
指摘 3-6-3		赤穂海浜公園	32	いては、指定管理協定書及び指定管理者事業報告
指摘 3-12-4		淡路島公園 (オアシス)	39	書作成要領に従った報告が必要である。
意見 3-1-3	0	舞子公園	25	利用料金施設の稼働率が低くなっているため、
意見 3-14-6		播磨中央公園	42	稼働率改善のための施策を検討するとともに、稼
				働率の改善が望めない場合には施設の在り方自
				体についての検討を行う必要がある。
意見 3-2-2	0	尼崎の森中央緑地	26	施設で利用している領収書において、使用され
意見 3-8-2		一庫公園	36	た領収書の所在を網羅的に管理するため連番管

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
意見 3-9-2		有馬富士公園	36	理を徹底する必要がある。
意見 3-12-2		淡路島公園	39	
意見 3-3-2	0	明石公園	27	施設利用者からの利用料金の受取を利用日前
意見 3-5-2		西猪名公園	29	に行っているが、利用中止時の還付金の管理にか
意見 3-7-3		三木総合防災公園	34	かるコストを勘案し、施設利用当日に利用確定後
				の受取への変更を検討する必要がある。
意見 3-3-3	0	明石公園	27	指定管理者は施設の現状を最も把握できる立
意見 3-5-3		西猪名公園	30	場であるため、適切な受益者負担、公平な県民負
意見 3-7-2		三木総合防災公園	33	担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料
意見 3-11-3		淡路佐野運動公園	37	金の水準について積極的に変更提案の是非を検
				討する必要がある。
意見 3-3-4	0	明石公園	28	空調が十分に設置されていない施設や洋式ト
意見 3-5-5		西猪名公園	31	イレが設置されていない施設等については利用
意見 3-14-3		播磨中央公園	41	者の安全性及び利便性の観点から対応を検討す
				る必要がある。
意見 3-3-5	0	明石公園	28	指定管理者は駐車場利用率の算出について、定
意見 3-12-5		淡路島公園(オアシス)	39	められた方法により計算を行うべきであるが、現
				状は定められた計算方法と条例で定める利用単
				位が異なっているため、定められた計算方法を見
				直すべきである。
意見 3-3-6	0	明石公園	28	指定管理者は、兵庫県へ提出している収支報告
意見 3-5-4		西猪名公園	30	書で、実際の指定管理に要した支出の全額を報告
意見 3-7-6		三木総合防災公園	35	する必要がある。
意見 3-3-7	0	明石公園	28	兵庫県園芸・公園協会の現状を把握分析した上
				で、存続が可能な職員の年齢構成となるように体
				制の整備等が必要である。
意見 3-5-6	0	西猪名公園	31	ウォーターランド内の利用者の多くが通行す
				る場所に生じている樹木の根の盛り上がりにつ
				いて、根の除去等の安全対策が必要である。
意見 3-6-2	0	赤穂海浜公園	32	管理事務所で保管している職員用駐車場ゲー
				トカードについて定期的な棚卸しを実施する必
				要がある。
指摘 3-6-4	0	赤穂海浜公園	32	指定管理者は指定管理者管理協定書に従い 10
				万円以上の修繕については、指定管理料で実施す
				べきでない。
意見 3-7-4	0	三木総合防災公園	34	運動施設の利用中止により生じた未還付金の
				保管について、自ら定めた取扱要領に従った運用

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				を行う必要がある。
意見 3-7-5	0	三木総合防災公園	35	利用者への還付金の返金通知に記載している
				文言について、公園内の施設で統一した文言とす
				る必要がある。
意見 3-7-7	0	三木総合防災公園	35	兵庫県は物品購入時の入札において、修理備品
				の調達可能性を含め、メンテナンス費用を考慮し
				た上で購入を決める必要がある。
意見 3-11-2	0	淡路佐野運動公園	37	営業時間内であっても現金等重要物を保管し
				ている金庫については常時閉錠する必要がある。
意見 3-13-1	0	灘山緑地	40	ホームページが設置されていない公園につい
				ては、利用者の利便性の観点からホームページの
				設置を検討する必要がある。
意見 3-14-2	0	播磨中央公園	40	休止中となっている播磨中央公園のテニスコ
				ートについて、兵庫県と指定管理者は今後の対応
				方針及び具体的な計画を定め、有効に活用してい
				く必要がある。
意見 3-14-4	0	播磨中央公園	41	近年猪及び鹿による被害が拡大している播磨
				中央公園においては、兵庫県は指定管理料に対策
				費用を考慮することも含め指定管理者と協力し
				て対策を検討及び実施することが必要である。
意見 3-14-5	0	播磨中央公園	42	平成 23 年より無料施設となったバラ園につい
				て、利用料金の有料化の是非を検討する必要があ
				る。
意見 3-15-1	0	あわじ石の寝屋緑地	43	十分な利用促進のための取組が行われていな
				いため、多くの県民に利用してもらうためにより
				積極的な利用促進の取組を実施する必要がある。
社会教育施設			r	
意見 4-1-1	0	嬉野台生涯教育センター	45	施設の稼働率が低い状態となっているため、適
意見 4-6-2		人と自然の博物館	53	切な料金設定や積極的な PR 等により稼働率向上
				の施策を講じる必要がある。
意見 4-1-2	0	嬉野台生涯教育センター	45	目標指標の達成のために、過去の慣例や固定観
意見 4-5-3		歴史博物館	52	念にとらわれることなく、ゼロベースで案を検討
				し、実行に移すことが重要である。
意見 4-1-3	\circ	嬉野台生涯教育センター	45	指定管理者での収支計算書に修正が生じた場
				合には、兵庫県への報告書に記載する金額につい
				ても失念することなく合わせて修正する必要が
				ある。

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
意見 4-1-4	0	嬉野台生涯教育センター	46	釣銭の管理を兵庫県のつり銭用資金取扱要領
				に沿った管理を行うとともに、現金保有残高につ
				いても適正な残高での管理を行う必要がある。
指摘 4-2-1	0	図書館	46	県有備品及び物品の管理について、県有備品台
指摘 4-3-1		美術館王子分館	49	帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記
指摘 4-4-2		美術館	50	載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵
指摘 4-5-2		歴史博物館	51	庫県への報告漏れ等の管理不備について改善す
指摘 4-6-3		人と自然の博物館	54	るべきである。
指摘 4-7-2		コウノトリの郷公園	56	また、県有備品について、年に1度程度は証跡
指摘 4-8-1		考古博物館	58	を残す形での棚卸しを行うべきであり、施設によ
				って備品数があまりにも多い場合には各施設の
				実情に応じた対応を検討すべきである。
意見 4-2-2	0	図書館	46	委託業者が入札時の仕様書に従った業務を実
意見 4-8-3		考古博物館	58	施していることを確実に確認できるように、日報
				等の報告書の形式を工夫する等の体制の構築が
				必要である。
意見 4-2-3	0	図書館	46	蔵書点検の中長期的な年次計画がなく、点検の
				実施頻度や範囲が不明確となっていることから、
				蔵書点検の計画の整備が必要である。
指摘 4-2-4	0	図書館	47	館外貸出に関する規則の運用について以下の
				問題がある。
				・規則では7冊が上限とされているところ、ただ
				し書きを引用し、実際には 10 冊上限とした実務
				となっている。
				・返却遅延に対する督促までの期間が不明確で
				あり、画一的な運用となっていない。また、図書
				の返却が遅延した者については 3 か月貸出がで
				きないという規定があるものの運用されていな
				۱۰°
				規則に基づいた適正な運用や返却遅延に対す
				るタイムリーな督促、さらには前述の規則の運用
				による返却期間内の返却促進に努めるべきであ
				る。
意見 4-2-5	0	図書館	48	寄贈図書には受け入れできないものも多く含
				まれており、選別に人手がかかっているため、対
				応策を検討する必要がある。
意見 4-3-2	0	美術館王子分館	49	招待券の残数管理とその保管方法並びに展覧

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
意見 4-4-3		美術館	50	会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎
				重に管理することが必要である。
				招待券配布の効果が不透明であるため、招待券
				の配布及び実際の利用数等についての効果分析・
				管理を行い、その効果を測定し、今後の招待券の
				取扱いについて検討する必要がある。
意見 4-3-3	0	美術館王子分館	49	アンケートの回答率を上げるために、回答者へ
				の景品を企画したり、受付やアンケート記入場所
				近辺において記入を呼びかけたり等の工夫をす
				る必要がある。
意見 4-4-1	0	美術館	50	未販売の前売券について、残数管理とその保管
				方法並びに廃棄の手続きを設定し、運用する必要
				がある。
意見 4-5-1	0	歴史博物館	51	メインエントランスの空調設備が老朽化によ
				り使用不可能となっているほか雨漏り等も生じ
				ているため、計画的に修繕を行う必要がある。
意見 4-5-4	0	歴史博物館	52	使用見込みのない備品について、活用の方法が
意見 4-7-3		コウノトリの郷公園	57	ない場合には廃棄処理を行う必要がある。
意見 4-6-1	0	人と自然の博物館	53	施設の経営改善を図るために、より実態を表す
				方法により稼働率を算出することが必要である。
意見 4-6-4	0	人と自然の博物館	55	収蔵庫に保管しきれない収蔵品について、収蔵
意見 4-8-2		考古博物館	58	品の重要性に照らして整理を進める必要がある。
意見 4-6-5	0	人と自然の博物館	55	共催ビジネスを開催するにあたって、事前承認
				についての明確な定めがないため、事前の承認を
				行うべき事業について明確にする必要がある。
指摘 4-6-6	0	人と自然の博物館	55	公印を使用する際には規定に基づき決裁書・報
				告書の公印使用承認欄への押印を行う必要があ
				る。
意見 4-6-7	0	人と自然の博物館	55	忘れ物について、館内で1か月程度保管した後
				は、警察へ引き渡す等の処置を検討する必要があ
				る。
意見 4-6-8	0	人と自然の博物館	56	ひとはくキャラバン活動について、中長期的な
				視点から巡回計画を定め、成果を可視化できる仕
				組み作りを検討する必要がある。
意見 4-7-1	0	コウノトリの郷公園	56	兵庫県としてコウノトリの郷公園についてど
				のような状態を目指し事業を展開していくのか
				を協議・検討し、県民へ明確に説明できる状況に

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				すべきである
意見 4-8-4	0	考古博物館	59	出前授業や出前展示を行っている地域に偏り
				があるため、より県民全体に向けて広く PR 活動
				を行うことが必要である。
指摘 4-8-5	0	考古博物館	60	古代鏡展示館について開館前に見込んでいた
				入館者数を著しく下回っている状態が継続して
				おり、運用について議論する必要があるが、個別
				施設での損益管理の体制を構築できていないた
				め、早急に費用の集計及び損益の管理ができる体
				制を構築すべきである。
スポーツ施設				
指摘 5-1-1	0	文化体育館	63	県有備品及び物品の管理について、県有備品台
指摘 5-3-3		総合体育館	65	帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記
指摘 5-5-4		円山川公苑	69	載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵
指摘 5-6-1		弓道場	70	庫県への報告漏れ等の管理不備について改善す
指摘 5-7-3		神戸西テニスコート	74	るべきである。
				また、県有備品について、年に1度程度は証跡
				を残す形での棚卸しを行うべきである。
意見 5-2-1	\circ	武道館	63	忘れ物を保管していることについて、利用者へ
意見 5-3-2		総合体育館	65	の周知がされていない。また保管方針を明確に定
意見 5-5-7		円山川公苑	70	めていない施設がある。保管期間に関する方針を
意見 5-7-6		神戸西テニスコート	75	定めた上で提示を行って利用者へ周知すること
				が必要である。
指摘 5-2-2	0	武道館	63	交換部品が高額であるとともに入手先が限ら
				れていることから、設備環境の整備や他の対応策
				を含めて検討すべきである。
意見 5-2-3	0	武道館	64	充実した設備を維持するために、施設維持管理
				費が高い水準となっている。現在の設備を維持し
				ていくかどうかの方針を考えるとともに、将来の
				施設維持管理費の対策を検討する必要がある。
意見 5-2-4	0	武道館	64	利用料金対象施設について稼働率が低い状態
意見 5-3-4		総合体育館	65	が続いているため、文化講座の開設や積極的な
				PR 等により稼働率向上の施策を講じる必要があ
				る。
意見 5-2-5	\circ	武道館	64	武道館で開講している武道教室の受講率につ
				いて、より一層の PR 活動に努め、受講率を上げ
				る努力が必要である。

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
意見 5-3-1	0	総合体育館	65	トレーニング室の回数券について、現物確認を
				行う際には現物の数と管理簿の一致を確かめる
				ことが必要である。
意見 5-5-1	\circ	円山川公苑	66	未利用となっている土地について、利活用のみ
				でなく、必要性も含めて在り方を検討する必要が
				ある。
指摘 5-5-2	(円山川公苑	66	点検までの法定期間が経過している消火器の
				バルブ部分について、点検若しくは交換すべきで
				ある。
意見 5-5-3	\circ	円山川公苑	66	利用者が安全に利用するために、施設の修繕及
				び老朽化のための計画を策定し対策を行う必要
				がある。
意見 5-5-5	(a)	円山川公苑	69	猪及び鹿による被害が拡大している円山川公
				苑においては、兵庫県は指定管理料に対策費用を
				考慮することも含め指定管理者と協力して対策
				を検討及び実施することが必要である。
意見 5-5-6	(a)	円山川公苑	69	スケートリンク冷凍機で使用している冷媒フ
				ロンが平成 31 年 12 月末で製造中止となるため、
				スケートリンクの継続には新型冷凍機への切替
				えが必要となり多額の投資が必要なため、スケー
				トリンク運営の現状を分析し、切替えを行うかど
				うかについて検討する必要がある。
意見 5-6-2	(弓道場	70	使用期限を経過している備品及び使用見込み
意見 5-7-2		神戸西テニスコート	72	のない備品について、活用の方法がない場合には
				廃棄処理を行う必要がある。
意見 5-6-3	\circ	弓道場	70	弓具貸出制度について十分に明示されていな
				いため、利用促進のために、制度内容及び料金に
				ついて明示する必要がある。
意見 5-6-4	\circ	弓道場	71	幅広い年齢層やニーズにこたえる開放的な運
				営が必要である。
意見 5-6-5	0	弓道場	71	非公募理由について再検討を行い、公募の導入
				が可能かどうかを検討する必要がある。
意見 5-6-6	0	弓道場	71	指定管理者は施設の現状を最も把握できる立
				場であるため、適切な受益者負担、公平な県民負
				担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料
				金の水準について積極的に変更提案の是非を検
				討する必要がある。

No.	重要度	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
意見 5-7-1	0	神戸西テニスコート	72	工作物明細表の登録について、根拠資料を整備
				すること等により誤りがでないようなルール及
				び体制づくりが必要である。
意見 5-7-4	0	神戸西テニスコート	74	施設の利用中止により生じた未還付金を金庫
				で保管しているが、現金の保有に係る紛失・盗難
				リスクがあるため、金融機関に預け入れる必要が
				ある。
意見 5-7-5	0	神戸西テニスコート	75	クラブハウス前の樹木の根が隆起し、利用者の
				怪我につながる恐れもあることから、柵を設置す
				るとともに、修繕費の予算を設定し樹木の撤去を
				検討する必要がある。

2. 全般的事項に関する監査の結果及び意見

(1) 全般的事項に関する監査の結果及び意見

① 指定管理料及び利用料金について<u>【意見 2-1】(報告書 31 頁)</u>

年度ごとに県から支払われる指定管理料は、指定管理期間中には基本的に変更されることがないため、コスト削減や利用料金収入の拡大が指定管理者のインセンティブとなっている。しかし、指定管理期間の更新の際には、とりわけ行財政構造改革の取組の中で、指定管理料の水準についても一定の見直しが行われてきた。兵庫県としては、厳しい財政状況のなかで全庁的に推進する施設維持コスト縮減の一環として、直営施設を含めて取り組んできたとのことであるが、指定管理者の立場からは、経営努力による収支改善分の全てが指定管理料から減額されてしまうという認識を持っているケースも見受けられ、積極的に改善を行うインセンティブが働きにくい状況になっている。また、このような中で、利用料金制度を導入しているほぼ全ての施設について長期間にわたり指定管理者から弾力的な利用料金の設定が提案されていない。

兵庫県は、こうした指定管理者の認識との齟齬を解消し、コスト削減や前向きな利用料金の提案が積極的に行われるよう丁寧な説明を行っていく必要がある。

② 指定管理者公募における応募者数について【意見 2-2】(報告書 32 頁)

公募を行っている公の施設については、指定管理者の選定において、民間事業者を含む幅 広い団体から選定を行い、様々な考えや手法から、より有効なものを選択することにより県 民の満足度を向上させ、利用者増加や県民コストの削減に取り組むことが期待される。この 点、総務省から通知されている「指定管理者制度の運用について」においても「指定管理者 の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提 供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり複数の申請者に事業計画書を提出 させることが望ましい。」とされている。

全国的にも、自治体によるコスト削減の取組が進み、指定管理料の基準額が減少したこと

等により、指定管理に係る応募者数が少なくなっている傾向にある。兵庫県においても、今回監査対象とした施設のうち下表の施設において、公募における応募者数が1者のみで、民間事業者を含む幅広い団体からの選定ができておらず、指定管理者制度の重要な利点を活用できていない。兵庫県は、より多くの団体からの応募が行われ民間事業者を含めた幅広い団体から有用な考えや手法を活用できるように積極的なPRや民間事業者が応募しやすい仕組みの構築を行う必要がある。

<直近の公募者数が1者の施設>

区分	施設名	指定管理者	応募数
都市公園	舞子公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	西猪名公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	1
都市公園	赤穂海浜公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	一庫公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	有馬富士公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	淡路佐野運動公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	1
都市公園	播磨中央公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
スポーツ施設	海洋体育館	(公財)兵庫県体育協会	1
スポーツ施設	円山川公苑	兵庫県体育協会円山川公苑グループ	1

③ 指定管理者募集期間の確保について【意見 2-3】(報告書 33 頁)

兵庫県は設置する公の施設にかかる指定管理者の公募に際しては、「指定管理者の公募に関するガイドライン」により、指定管理者の募集から指定及び協定の締結に至るまでの基本的事項や留意事項を定めて運用している。

同ガイドラインには、指定管理者の募集に当たり、募集要項の発表から申請書受付終了までの募集期間を原則として2か月程度確保することとしており、2か月の期間を設ける暇がない特別な事情があり、募集期間を短縮する場合においても、上記の趣旨を踏まえ適切な期間を設定することを定めている。今回監査対象とした施設のうち下表の施設の公募において募集期間が50日を下回っており、同ガイドラインに従った十分な募集期間が確保されていない。前述の「第2章2.(1)②指定管理者公募における応募者数について」に記載のとおり、兵庫県の指定管理者の公募においては競争原理が働くための十分な応募者数がないことから、公募者数増加のためにも募集期間を同ガイドラインに沿って十分に確保する必要がある。

<募集期間が50日を下回る施設>

所管部課	施設名	募集要領公表日	申請書受付終了日	期間
都市公園	一庫公園	平成 27 年 7 月 6 日	平成 27 年 8 月 21 日	47 日
都市公園	有馬富士公園	平成 27 年 7 月 6 日	平成 27 年 8 月 21 日	47 日

都市公園	丹波並木道中央公園	平成27年7月6日	平成 27 年 8 月 21 日	47 日
スポーツ施設	文化体育館	平成 27 年 7 月 17 日	平成 27 年 8 月 21 日	36 日
スポーツ施設	武道館	平成 27 年 7 月 17 日	平成 27 年 8 月 21 日	36 日
スポーツ施設	総合体育館	平成 26 年 7 月 17 日	平成 26 年 9 月 1 日	47 日
スポーツ施設	海洋体育館	平成 26 年 7 月 17 日	平成 26 年 9 月 1 日	47 日
スポーツ施設	円山川公苑	平成 27 年 7 月 17 日	平成 27 年 8 月 21 日	36 日
スポーツ施設	神戸西テニスコート	平成 27 円 7 月 17 日	平成 27 年 8 月 21 日	36 日

④ 施設運営評価情報の公表時期について【意見 2-4】(報告書 34 頁)

兵庫県は指定管理者制度導入施設について、「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」を定め、適切かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を毎年実施している。しかし、当該評価結果の公表時期が遅く、特に平成28年度の評価結果の公表においては、評価対象年度が終了してから1年4か月超経過してからの公表となっており、評価結果としての有用性を大きく損なっている。公表時期が遅れている要因としては、評価項目が多いこと、評価調書の内容が複雑で作成・とりまとめに時間を要することが挙げられ、目的が不明瞭なものや必要性に疑問を感じる項目も散見される。なお、同ガイドラインでは、評価結果の管理スケジュールの例示として評価対象年度が終了した年の7月での公表を記載しているが、評価実施方法の簡素化等を含め、この例示から大きく遅れることなく公表できるよう、見直しを検討する必要がある。

<各年度の管理運営評価結果の公表時期>

対象年度	公表時期	対象年度終了から公表までの期間
平成 27 年度評価結果	平成 29 年 3 月	12 か月
平成 28 年度評価結果	平成 30 年 8 月	17 か月
平成 29 年度評価結果	平成 30 年 12 月	9 か月

⑤ 指定管理者制度導入施設の行政コスト計算書及び貸借対照表について<u>【意見 2-5】(報</u>告書 34 頁)

兵庫県は毎年 1 回公的施設のサービス水準の向上とコストの縮減に取り組むため、施設ごとの行政コスト計算書及び貸借対照表を作成して兵庫県ホームページ上で公表している。 当該行政コスト計算書及び貸借対照表について以下の問題が生じている。

イ. 指定管理者制度導入施設における行政コスト計算書

行政コスト計算書は兵庫県直営施設及び指定管理者運営施設の両方を含む全ての公的施設で作成しているが、指定管理者運営施設における行政コスト計算書の作成目的が不明瞭である。行政コスト計算書には主な行政コストとして「人にかかるコスト」、「物に

かかるコスト」を記載しているが、指定管理者運営施設の行政コスト計算書にはそれぞれのコストについて指定管理者が負担した金額が記載されており、兵庫県が負担した金額の記載になっていない。また、経常収益として記載されている「使用料・手数料等」についても兵庫県の収益とならない指定管理者が自らの収入とする利用料金が含まれている。

行政コスト計算書という名称からは、その施設に対しての行政コスト、すなわち県民 負担がどのように発生しているかを開示しているという誤解を与える可能性があり、現 に直営施設については兵庫県が負担した金額で作成されていることから、指定管理者運 営施設の行政コスト計算書についてはそうでないことを十分に説明する必要がある。

現状では、行政コスト計算書で計算された行政コストが、兵庫県が負担した金額、すなわち兵庫県が指定管理者へ支払った指定管理料等の金額を下回っている場合には、実体に比べてその施設における県民負担が過少という誤解を与える可能性があることから指定管理者運営施設の行政コスト計算書については、指定管理者が負担した金額を記載していることについての説明を付すとともに、兵庫県の実際の負担金額についても併せて記載する必要がある。

ロ. 貸借対照表の退職給与引当金について

指定管理者運営施設の貸借対照表には指定管理者の職員に対する退職給与引当金が計上されているが、指定管理者の職員に対する退職給与は指定管理者自身が職員に対して支払うものであり、兵庫県には関係がないため、兵庫県が所有する施設の貸借対照表に記載することは情報利用者に誤解を生じさせる可能性があることから、当該退職給与引当金について指定管理者が負担していることについて十分に説明を付す必要がある。

また、公募を行っている指定管理者については変更となる可能性があり、例えば退職給付制度を導入している指定管理者から導入していない指定管理者へ変更となった場合に、その施設の貸借対照表に記載される退職給付引当金が大きく変動することを考えると、兵庫県の施設の貸借対照表に指定管理者の職員の退職給与引当金を記載すること自体についてその情報としての有用性を再検討する必要がある。

ハ. 行政コスト計算書の退職給与引当金繰入について

指定管理者運営施設の行政コスト計算書には、その施設で働いている指定管理者職員の退職給与引当金の前年からの増減額が退職給与引当金繰入として記載されている。そのため、人事異動により施設で働いている職員が変わった場合や指定管理者が変更になった場合には、退職給与引当金が大きく増減することになり、その施設の行政サービスを提供するための人件費には大きな変動がないにも関わらず、行政コスト計算書において多額の退職給与引当金繰入や戻入が計上されることになる。

現状の方法では、指定管理者が変更となった結果、変更前後の指定管理者において退職給与制度が異なる場合には、退職給与引当金が前年から大きく増減することになり、その結果、例えば下表の丹波並木道中央公園における平成 28 年度行政コスト計算書では、指定管理者が変更になったため「人にかかるコスト」がマイナスとして計算されて

おり、明らかに施設の行政コストを正しく表せているとは言えない。

さらには、下表の明石公園における平成 28 年度行政コスト計算書では指定管理者での職員人事異動によってその施設の担当者が変更になり、退職給与引当金が変動したため、行政コスト計算書に多額の退職給与引当金繰入が計上されているが、それぞれの指定管理者職員の退職金はそれまで指定管理者の職員として勤務してきた期間に応じて決まるものであり兵庫県にとって指定管理者側の担当者が変わったことにより行政コスト計算書におけるコストが変動することは情報利用者に誤解を生じさせる可能性があるとともに、その施設の行政コストを正しく表していると言えない。

指定管理者運営施設の行政コスト計算書における退職給与引当金繰入の扱いについて 現状の計算方法による情報の有用性について再検討すべきである。

<丹波並木道中央公園 平成28年度行政コスト計算書>

【平成28年度 行政コスト計算書】

			総額(千円)	構成比(%)	利用者一人当たり(円)
	人にかかるコスト	人件費	31, 292	92. 2%	221
		退職給与引当金繰入	▲ 41,590	-122. 5%	▲ 294
		賞与引当金繰入	▲ 1,383	-4. 1%	▲ 10
4 -		計	1 1, 681	-34. 4%	▲ 83
行政コス	物にかかるコスト	物件費	0	0.0%	0
Ξ		維持修繕費	28, 964	85. 3%	205
スト		減価償却費	16, 672	49. 1%	118
		計	45, 636	134. 4%	323
	移転支出的なコスト	補助費等	0	0.0%	0
	その他のコスト	公債費 (利子のみ)	0	0.0%	0
		行政コスト合計 A	33, 955	100. 0%	240

<明石公園 平成28年度行政コスト計算書>

【平成28年度 行政コスト計算書】

			総額(千円)	構成比(%)	利用者一人当たり(円)
	人にかかるコスト	人件費	117, 148	43.8%	48
		退職給与引当金繰入	16, 097	6.0%	7
		賞与引当金繰入	▲ 1,446	-0.5%	▲ 1
4 =		計	131, 799	49. 3%	54
行 政 コ ス	物にかかるコスト	物件費	0	0.0%	0
		維持修繕費	106, 227	39. 7%	43
ス ト		減価償却費	29, 378	11.0%	12
•		計	135, 605	50. 7%	55
	移転支出的なコスト	補助費等	0	0.0%	0
	その他のコスト	公債費 (利子のみ)	0	0.0%	0
		行政コスト合計 A	267, 404	100.0%	109

⑥ 運営評価指標の設定について

各施設所管課は、各施設の運営状況を評価した結果を記載した公的施設等運営評価調書を毎年兵庫県のホームページにおいて公表しており、公的施設等運営評価調書の中で施設ごとに運営評価指標を決めた上で目標値を定めてその達成度を測っている。

イ. **運営評価指標及び目標値の見直しについて**【意見 2-6】(報告書 37 頁)

各施設所管課において、当該運営評価指標及び目標値の見直しが適時に実施されていないと考えられる施設が下表のとおり散見された。公的施設等運営評価調書の作成においては当該運営評価指標及び目標値について毎年適切なものへの見直しを行う運用を行っているが、多くの施設においては新行革プランの比較対象年度である平成19年度の運営評価指標及び目標値を継続して平成29年度においても使用されている。当時と外部環境が変化している中では、既に著しく陳腐化しているものも多く、適時に適切な運営評価指標及び目標値に見直しを行う必要がある。

<達成率が継続して200%超又は50%未満の運営評価指標>

所管部課	施設名	運営評価指標	目標値	平成 29 年度 達成率
県土整備部	丹波並木道中央公園	利用者1人当たりの	0.859 千円	203%
公園緑地課		経費		
県土整備部	淡路島公園	利用料金収入	240 千円	843%
公園緑地課				
県土整備部	播磨中央公園	利用料金収入	6,238 千円	1%
公園緑地課				
企画県民部	美術館王子分館	利用者1人当たりの	0.5千円	42%
芸術文化課		経費		
教育委員会	人と自然の博物館	利用者1人当たりの	16 千円	320%
社会教育課		経費		
教育委員会	コウノトリの郷公園	講座実施回数	13 回	254%
社会教育課				
教育委員会	考古博物館	利用者1人当たりの	8.3 千円	231%
文化財課		経費		
教育委員会	神戸西テニスコート	利用料金収入	13,000 千円	320%
体育保健課				
教育委員会	神戸西テニスコート	利用者1人当たりの	0.228 千円	21%
体育保健課		経費		

ロ. スポーツ施設の公的施設等運営評価調書について<u>【意見 2-7</u>】(報告書 38 頁)

公的施設等運営評価調書におけるサービス向上に関する指標として、スポーツ施設では利用料金収入(スポーツ施設及び会議室等の貸出し、駐車場利用)を採用しているが、以下のとおり施設によって集計される項目が異なっている。また、目標値である金額にどの項目が含まれているかも不明瞭である。運営評価調書にて算定される達成度の数値が意義あるものとするために、上記イ.運営評価指標及び目標値の見直しに合わせて、利用料金収入の内容を定義付けることにより、集計する項目を明確にする必要がある。

< 公的施設等運営評価調書の利用料金収入に含まれる各スポーツ施設に集計されている項目及びその金額 >

番号	施設名	「公的施設等運営評価調書」 6. 運営評価指標 利用料金収入(千円)			「収支精算書」 収入の部 実績内訳より
		目標値	実績	達成率	
1	文化体育館	121, 930	144, 421	118. 4%	実績には、利用料金収入 89,577 千円の他、以下の金額が含まれていた。 講座受講料収入 49,196 千円 自動販売機収入 4,828 千円
2	武道館	19, 064	35, 613	186. 8%	実績には、利用料金収入31,223千円の 他、以下の金額が含まれていた。 講座受講料収入 4,231千円
3	総合体育館	69, 231	45, 313	65. 5%	実績の利用料金収入には、以下の金額が 含まれていない。 駐車場収入 30,647 千円
4	海洋体育館	19, 302	19, 085	98. 9%	実績には、利用料金収入 18,778 千円の 他、以下の金額が含まれていた。 講座受講料収入 307 千円
5	円山川公苑	14, 147	8, 238	58. 2%	_
6	弓道場	1, 841	1, 388	75. 4%	_
7	神戸西テニ スコート	13, 000	41, 533	319.5%	実績には、利用料金収入 14,393 千円の 他、以下の金額が含まれていた。 テニススクール収入 27,140 千円

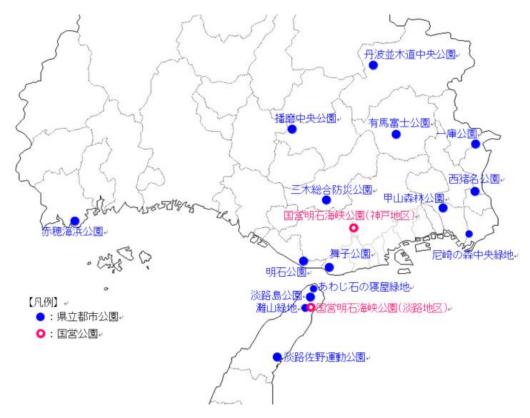
⑦ 備品管理について【意見 2-8】(報告書 39 頁)

兵庫県は、指定管理者制度対象施設に対して、県有備品の貸付を行っているが、これら県有備品の管理の方法については指定管理者協定書上において「備品の管理簿を整理した上で県有備品を良好な状態に保つことを求める」といった記載のみとなっている。その結果、それぞれの指定管理者による独自の管理が行われている場合があり、例えば、備品整理票が添付されていない備品及び備品整理票に分類コード番号や整理番号が記載されているが県有備品一覧表には一致する番号が記載されていないもの等の管理不備が散見される。

現状、備品の管理範囲については兵庫県の備品管理要領において、「10万円以上は県有備品として管理すること」と定められているが、備品整理票を全ての備品に添付することや定期的に棚卸を実施すること等について、兵庫県より指定管理者に対して適切な指導を行うことが必要である。

3. 都市公園施設(15 施設)に関する監査の結果及び意見

都市公園については、全ての施設において指定管理者制度を導入している。平成30年4月1日時点の都市公園にかかる所管部局及び管理形態は以下のとおりである。



<都市公園にかかる管理部局等一覧>

平成30年4月1日時点

番号	施設名	管理運営形態/指定管理者
1	舞子公園(移情閣を除く)	(公財)兵庫県園芸・公園協会
1	舞子公園移情閣	(公財)孫中山記念会
2	尼崎の森中央緑地	(公財)兵協・尼協・阪神共同体
2	尼崎の森中央緑地(スポーツ健康増進施設)	あまがさき健康の森(株) PFI
3	明石公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会
4	甲山森林公園	パークマネジメント甲山
5	西猪名公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
6	赤穂海浜公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会
7	三木総合防災公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会
8	一庫公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会
9	有馬富士公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会
10	丹波並木道中央公園	兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会共同事業体
11	淡路佐野運動公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
10	淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを	(八叶) 丘庄旧国共 - 八国协人
12	除く)	(公財)兵庫県園芸・公園協会
12	淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)	(株)夢舞台
13	灘 山緑地	(株)夢舞台
14	播磨中央公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会
15	あわじ石の寝屋緑地	(公財)兵庫県園芸・公園協会

(1) 舞子公園

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-1-1】(報告書 43 頁)

県有備品台帳の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが下表のとおり散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも台帳の整理番号と備品整理票の整理番号を一致させるべきである。

<舞子公園の県有備品台帳抜粋>

県	有備品	台帳 ع	整理番号	品目		取得	
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	107	900	901 - 3	乗用清掃機	H13. 3. 30	1	3,601,500円
11	107	900	5004	小型乗用芝刈り機	Н13. 3. 30	1	1,076,250円

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、指定管理者管理協定書の締結後に取得・除却・買い替えた県有備品について、県に対する「取得備品報告書」又は「廃棄備品報告書」にて報告されていない。さらには、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に 1 度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 年度報告書への収益事業及び利用促進事業の記載について【指摘 3-1-2】(報告書 43 頁)

舞子公園では、収益事業及び利用促進事業として海上プロムナードでの海上レストラン 運営や園内の自動販売機設置等を行っており、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業 報告書作成要領に従いその計画及び実施結果についての報告が求められている。平成29年 度については、実施計画書に実施する事業として記載しているが、事業報告書では、実施結 果について収支の報告が一部未記載であるため、報告を行うべきである。

③ **駐車場の有効活用について**【意見 3-1-3】(報告書 44 頁)

舞子公園において、普通車 216 台及び大型車 12 台の駐車場が確保されているが、平成 29 年度の稼働率が 8%と低くなっている。地上駐車場に余裕があるため、地下駐車場は封鎖されたまま使用されていないことも多く、有効に活用されていない。

駅近の好立地であることから舞子駅乗客の利用者も見込めるが、駐車料金は 1 日当たりの上限金額がなく 1 時間 200 円のみであり、長時間利用者が避ける設定となっている。

利用料金は兵庫県立都市公園条例によって公園ごとに利用料金が定められており、1日当たりの上限金額がある駐車料金が設定されている公園もあることから、舞子公園の駐車場においても条例の変更を含め利用者にとって最も有効に活用される料金について検討する必要がある。

また、駐車場数が過剰ということであれば、地上駐車場及び地下駐車場のいずれかについて、より公園利用者にとって喜ばれる用途に転用することについて検討すべきである。

いずれにしても現状地下駐車場の状況は施設が有効に活用されているとは言えず、兵庫県は指定管理者とも協議し有効活用を検討すべきである。

<視察時の地下駐車場>



(2) 尼崎の森中央緑地 (スポーツ健康増進施設を除く)

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-2-1】(報告書 48 頁)

県有備品台帳において、それぞれの備品を特定する番号である整理番号が記載されていない備品が散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも台帳への整理番号の記載を行うべきである。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 領収書の管理について【意見 3-2-2】(報告書 48 頁)

利用料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

(3) 明石公園

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-3-1】(報告書 52 頁)

県有備品台帳に記載されている下表の備品について、既に廃棄が実施されているが、県に対する「廃棄備品報告書」にて報告されておらず県有備品台帳からの削除が行われていなかった。指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも廃棄した備品については適時に台帳に反映させるべきである。

<明石公園の県有備品台帳抜粋>

県	県有備品台帳 整理番号			品目	取得		
大分類	中分類	小分類	整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	備考
11	106	101	17-3	ν° ソコン	1	119,381円	※ 1

※1 廃棄処理が漏れていたもの。

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 利用料金の支払について【意見 3-3-2】(報告書 52 頁)

利用者は施設利用日の7日前までに利用料金を支払うこととなっているため、屋外の運動施設が雨天等により利用の中止となった場合には、利用料金は利用者に返金される。しかし、利用者の中には返金を受け取りに来ない者もおり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、下表のとおり未還付金が残っており、受取のない未還付金は10年間保管した上で、10年経過時点で指定管理者の収入として処理している。

施設において未還付金の管理や返金の連絡に伴う手続やコストが常に発生しているおり、 現金管理に伴うリスクもあることから、利用料金は施設利用当日に利用確定後の支払への 変更を検討する必要がある。

なお、当日支払への変更は当日キャンセルによる稼働率の低下が懸念されているが、既に 利用料金の当日支払を導入している施設において、導入前後でキャンセルの傾向に変化は ないとのことである。また、当日キャンセルのペナルティを厳しくすること等の対策で対応 可能であると考えられる。

<未還付金発生時期別の残高>

(単位:円)

発生年度	平成 25 年度~ 平成 29 年度	平成 20 年度~ 平成 24 年度	合計
金額	264, 810	282, 175	546, 985
件数	304 件	197 件	501 件

③ テニスコート利用料金の設定について【意見 3-3-3】(報告書 53 頁)

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の 0.5 倍から 1.5 倍の範囲で提案を行えることとなっているが、明石公園のテニスコートの利用料金は条例で定められた基準額のままで設定されている。

当施設は、JR 明石駅徒歩圏内の好立地に位置して、コート数も 12 面ある魅力的な施設となっているとともに同様に駅から徒歩圏内のテニスコートと比べ低い利用料金となっていることから、テニスコートは高稼働の状態が続いている。(下表参照)

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

<テニスコート利用料金及び稼働率の状況>

(単位:円)

	条例基準額※	利用料金※	平成 29 年度	(参考)
			施設稼働率	神戸総合運動公
				園利用料金※
平日	450	450	64.4%	1, 400
土曜・日祝日	650	650	94.6%	1, 700

※1面につき1時間利用する場合の料金

④ **設備の見直しについて**【意見 3-3-4】(報告書 53 頁)

陸上競技場等の放送室に空調設備が設置されていない。近年の気温の上昇により、夏季に 屋外の閉鎖された空間の中でスポーツ競技を運営することは、利用者の体調に危険を伴う と考えられるため、空調設備の設置について検討を行う必要がある。

⑤ 駐車場利用率の算出方法について【意見 3-3-5】(報告書 53 頁)

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める四半期報告書及び年度報告書を提出する必要があり、その中で有料料金施設については「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙1で定められた計算式に従い計算された利用率の報告が求められているが、定められた計算式と条例で定める利用単位が異なっているため、「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙1における計算式を見直すべきである。

⑥ 収支報告書の記載について【意見 3-3-6】(報告書 54 頁)

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める年度報告書を提出する必要があり、その中で1年間の指定管理にかかる収入と支出を記載した収支報告書を提出している。平成28年度の収支報告書について、指定管理者の財源により支出した額については、記載対象から控除しており、実際の指定管理に要した支出の全額が報告されていない。

兵庫県は年度報告書における収支報告書で指定管理業務にかかる収入及び支出の全額の報告を求めていることから収入を超過した支出についても差し引くことなく報告する必要がある。

⑦ 兵庫県園芸・公園協会の職員構成について【意見 3-3-7】(報告書 54 頁)

(公財)兵庫県園芸・公園協会は、兵庫県から明石公園等の一部の都市公園について、高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であるために公的団体による管理が望ましいとして、非公募により指定管理者に指定されている。また、公募公園においても、都市公園の機能を最大限に発揮すべく、積極的に公募獲得を行い、管理運営を行っている。この指定管理者の存続を維持することが県民サービスの維持の観点から重要である。しかし、同協会の正規職員の年齢構成を確認したところ、下表のとおり、全正規職員の半数以上が50歳超となっているとともに、40歳未満の職員が一人もいないという偏った構成となっている。このような年齢構成が続けば、今後、その存続を維持することが困難となることが予想され県民サービスの維持に支障を来す可能性がある。平成30年度までの行財政構造改革の一環で同協会は退職不補充を基本に定員管理に取り組むこととされていることから、同協会のみの判断では改善が困難であるため、兵庫県は同協会の現状を把握分析した上で、適切な職員構成の整備等が必要である。

<正規職員の年齢構成(技能労務職除く)>

平成30年3月31日時点

所管部課	~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳~	計	平均年齢
正規職員数	0人	17 人	21 人	2 人	40 人	50.5歳

※上記は、明石公園のみでなく(公財)兵庫県園芸・公園協会の全正規職員の年齢構成である。

(4) 甲山森林公園

特に指摘すべき事項はない。

(5) 西猪名公園

① 県有備品及び物品の管理について【指摘 3-5-1】(報告書 61 頁)

県有備品台帳に記載すべき整理番号等の項目の記載が下表の備品について記載されていなかった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳上で記載を必要としている項目については網羅的に記載すべきである。

<西猪名公園の県有備品台帳抜粋>

県有備品台帳 整理番号		品目	取得				
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
18	181	104	記載なし	トラクター	H20. 7. 25	1	152, 280 円
19	194	102	記載なし	ゴールポスト(少年用)	H28.6	1	記載なし

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 利用料金の支払について【意見 3-5-2】(報告書 61 頁)

利用者は施設利用日の7日前までに利用料金を支払うこととなっているため、屋外の運動施設が雨天等により利用の中止となった場合には、利用料金は利用者に返金される。しかし、利用者の中には返金を受け取りに来ない者もおり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、下表のとおり未還付金が残っており、受取のない未還付金は10年間保管した上で、10年経過時点で指定管理者の収入として処理している。

施設において未還付金の管理や返金の連絡に伴う手続やコストが常に発生しているおり、 現金管理に伴うリスクもあることから、利用料金は施設利用当日に利用確定後の支払への 変更を検討する必要がある。 なお、当日支払への変更は当日キャンセルによる稼働率の低下が懸念されているが、既に 利用料金の当日支払を導入している施設において、導入前後でキャンセルの傾向に変化は ないとのことである。また、当日キャンセルのペナルティを厳しくすること等の対策で対応 可能であると考えられる。

<未還付金発生時期別の残高>

(単位:円)

発生年度	平成 25 年度~ 平成 29 年度	平成 20 年度~ 平成 24 年度	合計
金額	1, 229, 280	1, 504, 800	2, 734, 080
件数	738 件	779 件	1,517件

③ テニスコート利用料金の設定について【意見 3-5-3】(報告書 62 頁)

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の 0.5 倍から 1.5 倍の範囲で提案を行えることとなっており、テニスコートにおいて、下表のとおり利用者の状況を勘案し利用料金を設定している。

当施設は、JR 北伊丹駅徒歩 1 分の好立地に位置しており、コート数も 12 面ある魅力的な施設となっているとともに同様に駅から徒歩圏内のテニスコートと比べ低い利用料金となっていることから、テニスコートは高稼働の状態が続いている。(下表参照)

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

<テニスコート利用料金及び稼働率の状況>

(単位:円)

	条例基準額※	利用料金※	平成 29 年度 施設稼働率	(参考) 神戸総合運動公 園利用料金※
平日	650	800	76. 9%	1, 400
土曜・日祝日	950	1, 100	96. 5%	1, 700

※1面につき1時間利用する場合の料金

④ 収支報告書の記載について【意見 3-5-4】(報告書 62 頁)

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める年度報告書を提出する必要があり、その中で1年間の指定管理にかかる収入と支出を記載した収支報告書を提出している。平成27年度の収支報告書について、指定管理者の財源により支出した額については、記載対象から控除しており、実際の指定管理に要した支出の全額が報告されていない。

兵庫県は年度報告書における収支報告書で指定管理業務にかかる収入及び支出の全額の報告を求めていることから収入を超過した支出についても差し引くことなく報告する必要がある。

⑤ トイレの見直しについて【意見 3-5-5】(報告書 63 頁)

西猪名公園施設内に設置されているトイレのうち多目的使用トイレを除く全てのトイレ が和式トイレでの設置となっており、洋式トイレの設置が行われていない。

近年においては、民間及び公的施設のいずれにおいても和式トイレに加えて洋式トイレの設置が一般的となっており、利用者の利便性の観点から西猪名公園においても洋式トイレの設置を検討する必要がある。

⑥ ウォーターランド内の樹木の根について【意見 3-5-6】(報告書 63 頁)

ウォーターランド内では、景観形成及び日除け等を目的として樹木を植林しているが、子供を中心とした利用者の多くが通行する場所において、樹木の根が盛り上がっており、通行時に足を引っかけて転倒する危険性がある。現状はシートで覆うことにより安全対策を実施しているが、根の盛り上がり自体の改善には至っておらず、十分な対策が措置されているとは言えない。

該当部分はウォーターランドの中心部分に位置しており子供の通行が多いエリアである ことから、早急に根の除去等の安全対策が必要である。

(6) 赤穂海浜公園

① 県有備品及び物品管理について【指摘 3-6-1】(報告書 67 頁)

県有物品に貼付すべき備品整理票が下表の物品について貼付されていなかった。物品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に物品を管理するために県有物品については備品整理票の貼付を徹底すべきである。

<赤穂海浜公園の県有備品台帳抜粋>

	県有物品台帳 整理番号			整理番号	品目	取得		
J	大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
	11	102	900	19~38	丸机	Н25. 3. 1	20	60,830 円

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② **駐車場ゲートカード管理について**【意見 3-6-2】(報告書 67 頁)

職員による利用を目的とした駐車場ゲートカードの予備が管理事務所に保管されており、 管理簿は作成されているが、保管数について定期的な棚卸しが実施されていなかった。不正 使用を防止する観点からも、最低年に1度程度の定期的な棚卸しを実施する必要がある。

③ 年度報告書への収益事業の記載について【指摘 3-6-3】(報告書 67 頁)

赤穂海浜公園では、収益事業としてわくわくランドやオートキャンプ場の運営を行って おり、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従いその計画及び実施 結果についての報告が求められている。

平成29年度において計画については事業計画書で詳細に報告が行われているが、実施結果については年度報告書で求められている収支の報告が行われていない。

指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従った報告を行うべきである。

④ **修繕費について**【指摘 3-6-4】(報告書 68 頁)

本来兵庫県が実施の可否を判断した上で兵庫県の負担により実施すべき施設の修繕が指定管理者により実施されているものがあった。

施設の修繕については指定管理者管理協定書において、指定管理者の判断において実施できるのは1件10万円未満の修繕に限定されており、10万円以上の修繕については指定管理者の負担でなく兵庫県と協議の上、兵庫県の負担として実施することを定めている。

平成29年度に指定管理者が指定管理料により実施した修繕費を確認したところ、10万円以上の修繕が2件実施されていた。また、当該修繕は指定管理者の収益事業として使用しているキャンプ場設備の修繕であり、キャンプ場設備は県所有の設備であるが、収益事業で使っているためその修繕の恩恵は指定管理者に帰属する部分が大きいと考えられる。

10 万円以上の修繕については優先度を含めその要否を兵庫県が判断した上で県の負担により実施されるべきものであり、指定管理者の判断のみで指定管理料による高額な修繕は実施すべきではない。

(7) 三木総合防災公園

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-7-1】(報告書 71 頁)

県有備品台帳に記載されている下表の備品について、既に廃棄が実施されているが、県に対する「廃棄備品報告書」にて報告されておらず県有備品台帳からの削除が行われていなかった。指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも廃棄した備品については適時に台帳に反映させるべきである。

<三木総合防災公園の県有備品台帳抜粋>

県	県有備品台帳 整理番号		品目	取得			
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	109	117	1	全自動洗濯機	H18. 3. 24	1	114, 450 円

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 利用料金の設定について【意見 3-7-2】(報告書 72 頁)

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の 0.5 倍から 1.5 倍の範囲で提案を行えることとなっているが、ほぼ全ての施設において利用料金は条例で定められた基準額のままで設定されている。条例の基準額は消費税改正に伴うものを除き公園設立当時に定められたものであり、既に 10 年超経過していることから、下表のとおりそれぞれの施設において稼働率に大きな差が生じている。

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議を行い、例えば高稼働の施設については公平な県民負担及び受益者負担の観点から利用料金の水準について値上げの検討を行うとともに、低稼働の施設についてはより多くの県民利用を促す観点から利用料金の水準について値下げの検討を積極的に行うことが必要である。

	条例基準額※	利用料金※	平成 29 年度 施設稼働率
野球場(平日)	2, 500	2, 500	28.8%
野球場(土・日祝)	3, 100	3, 100	66. 9%
球技場(平日)	2, 500	2, 500	35. 2%
球技場(土・日祝)	3, 100	3, 100	94.0%
屋内センターテニス場 (平日)	3, 100	3, 100	24. 7%
屋内センターテニス場(土・日祝)	4, 300	4, 300	46. 7%
屋内サブテニス場 (平日)	2, 100	2, 100	57. 2%
屋内サブテニス場(土・日祝)	2, 900	2, 900	79. 7%
屋外テニス場 (平日)	1,700	1,700	31.9%
屋外テニス場(土・日祝)	2, 300	2, 300	41.6%

※1 時間利用する場合の料金

③ 利用料金の支払について 【意見 3-7-3】 (報告書 73 頁)

利用者は施設利用日の7日前までに利用料金を支払うこととなっているため、屋外の運動施設が雨天等により利用の中止となった場合には、利用料金は利用者に返金される。しかし、利用者の中には返金を受け取りに来ない者もおり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、未還付金が残っており、受取のない未還付金は10年間保管した上で、10年経過時点で指定管理者の収入として処理している。

施設において未還付金の管理や返金の連絡に伴う手続やコストが常に発生しているおり、 現金管理に伴うリスクもあることから、利用料金は施設利用当日に利用確定後の支払への 変更を検討する必要がある。

なお、当日支払への変更は当日キャンセルによる稼働率の低下が懸念されているが、既に 利用料金の当日支払を導入している施設において、導入前後でキャンセルの傾向に変化は ないとのことである。また、当日キャンセルのペナルティを厳しくすること等の対策で対応 可能であると考えられる。

④ 未還付金の管理について【意見 3-7-4】(報告書 73 頁)

指定管理者は、運動施設が雨天等により利用の中止になった場合に生じる未還付金について「財団法人兵庫県園芸・公園協会未還付金の取扱要領」を定め、各施設で保管している未還付金のうち保管期間が 2 年を超えるものについては、現金管理リスクを考慮し各施設から管理事務局の財務課に送金した上で一括して管理することとしている。

しかしながら、テニスコートでは平成28年6月に発生した未還付金が平成30年9月時点において施設で保管されているとともに、球技場においては、平成24年4月から平成28年3月までの4年分が一括して平成30年8月に管理事務局に送金されており、取扱要領に従った運用が実施されていなかった。指定管理者においては定めたルールに従った運用を行う必要がある。

⑤ **還付金の返金通知の文言について**【意見 3-7-5】(報告書 73 頁)

指定管理者は、運動施設が雨天等により利用中止になった場合に生じる還付金の返金について、それぞれの施設から手紙にて連絡を行っているが、三木総合防災公園内で手紙の文言及び様式が異なっており、公園として統一されていない。

利用者の混乱を防ぐため、公園として統一すべきである。

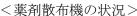
⑥ 収支報告書の記載について【意見 3-7-6】(報告書 74 頁)

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める年度報告書を提出する必要があり、その中で1年間の指定管理にかかる収入と支出を記載した収支報告書を提出している。平成29年度の収支報告書について、指定管理者の財源により支出した額については、記載対象から控除しており、実際の指定管理に要した支出の全額が報告されていない。

兵庫県は年度報告書における収支報告書で指定管理業務にかかる収入及び支出の全額の報告を求めていることから収入を超過した支出についても差し引くことなく報告する必要がある。

⑦ **物品購入の入札について**【意見 3-7-7】(報告書 74 頁)

県有備品である薬剤散布機は故障のため、長期間にわたり使用されていない。当該備品については兵庫県が入札により 2,100,000 円で購入したものであるが、外国製品ということもあり今では部品の入手が困難となり、修理ができない状態となっている。兵庫県では物品購入時は、購入目的を満たすために必要とする機能、数量、納期等を定めた仕様書を作成し入札を行っており、一般的にはメンテナンスが容易であること等についても考慮されているとのことであるが、今後はより慎重に修理部品の調達が可能かどうか、またメンテナンスにどれくらいの費用が発生するかについても考慮した上で購入を決める必要がある。





(8) 一庫公園

① 県有備品及び物品の管理について 【指摘 3-8-1】(報告書 77 頁)

県有備品台帳に記載の保管場所と実際の保管場所が異なる備品が散見された。備品の保管場所は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の保管場所については実際の保管場所と一致させるべきである。

また、指定管理者管理協定書の締結後に取得・除却・買替えた県有備品について、県に対する「取得備品報告書」又は「廃棄備品報告書」にて報告されていない。さらには、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に 1 度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② **領収書の管理について**【意見 3-8-2】(報告書 78 頁)

利用料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

(9) 有馬富士公園

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-9-1】(報告書 81 頁)

県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② **領収書の管理について**【意見 3-9-2】(報告書 81 頁)

利用料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

(10) 丹波並木道中央公園

特に指摘すべき事項はない。

(11) 淡路佐野運動公園

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-11-1】(報告書 88 頁)

県有備品台帳の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものや記載の保管場所と実際の保管場所が異なる備品等、県有備品及び物品管理において下表の不備があった。それぞれの備品やその保管場所は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の適切な作成及び備品整理表を正確かつ明瞭に記載すべきである。

<淡路佐野運動公園の県有備品台帳抜粋>

ļ	具有備品	品台帳	整理番号	品目			
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	備考
17	171	900	30	芝生剥ぎ取り機	1	651,000円	※ 1
17	171	900	42	コントローラー	3	476,000 円	※ 2
17	171	900	1-1	スコアホ゛ート゛	1	228,779 円	※ 3
11	103	102	2	A4 サイズ対応保管庫ガラス	1	40,850 円	※ 3
				引き違い戸			
19	194	101	4-1~-4	防球用ネット	4	23,625 円	※ 4

- ※1 記載と使用場所が異なっていたもの。
- ※2 備品整理票が不鮮明であったもの。
- ※3 備品出納簿の記載内容と備品整理票の整理番号が異なっていたもの。
- ※4 備品整理票が貼付されていなかったもの。
- ※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 金庫の管理について【意見 3-11-2】(報告書 88 頁)

営業時間中において現金及び現金同等物が保管されている金庫が常時閉錠されていない 状態であった。営業時間以外については施錠を行っているとのことであるが、現金管理は施 設の管理・運営上、重要であることから、金庫については常時閉錠する必要がある。

③ 利用料金の設定について【意見 3-11-3】(報告書 89 頁)

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の 0.5 倍から 1.5 倍の範囲で提案を行えることとなっているが、全ての施設において利用料金は条例で定められた基準額のままで設定されている。

当施設は、全国規模の大会が開催できる野球場や天然芝2面人工芝1面のサッカー場等、 充実した設備となっており、特に土曜・日祝日においては高い稼働率で運営されている。こ のような本格的な運動公園は近隣にはなく県外からの利用も多いことから県費により整備 されている公園であることに立ち返り公平な県民負担を考慮した利用料金設定を行う必要 がある。

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

<運動施設料金及び稼働率の状況>

-	11		1 1	-		- 1	_	1	
- (- 13	É/	12	7	٠	ı	Ц	۱)	i.
١.	_	-	ш.	Ι.		- 1			

	条例基準額※	利用料金※	平成 29 年度 施設稼働率
野球場 (平日)	1, 200	1, 200	35. 5%
野球場 (土・日祝)	3, 100	3, 100	79. 3%
サッカー場 (平日)	1, 200	1, 200	33.6%
サッカー場 (土・日祝)	3, 100	3, 100	91.0%

^{※1} 時間利用する場合の料金

(12) 淡路島公園

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを除く)

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-12-1】(報告書 93 頁)

県有備品台帳に記載されている下表の備品について台帳記載の保管場所と実際の保管場所が異なっていた。備品の保管場所は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の保管場所については実際の保管場所と一致させるべきである。

<淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを除く)の県有備品台帳抜粋>

	県有	有備占	品台帳	番号	品目	取得			保管場所
大分	類中	分類	小分類	品目整理	品名	年月日 数量 単価			保管場所
17	7 1	71	900	A50	集草機	H22. 3. 30	1	117,600円	千尋倉庫

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 領収書の管理について【意見 3-12-2】(報告書 94 頁)

イベント料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。 領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)

③ **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-12-3】(報告書 94 頁)

県有物品に貼付すべき備品整理票が下表の物品について貼付されていなかった。物品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に物品を管理するために県有物品については備品整理票の貼付を徹底するべきである。

<淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)の県有備品台帳抜粋>

番号				品目		取得	i f
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	102	900	19~38	丸机	H25. 3. 1	20	60,830円
11	171	900	39~160	椅子	Н25. 3. 1	78	18,760円

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

④ 年度報告書への収益事業の記載について【指摘 3-12-4】(報告書 95 頁)

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)は、収益事業としてテナント事業や自動販売機設置事業を行っており、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従いその計画及び実施結果についての報告が求められている。

平成29年度において収益事業の計画及びその実施結果について、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領で求められている報告が行われていない。指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従った報告を行うべきである。

⑤ 駐車場利用率の算出方法について【意見 3-12-5】(報告書 95 頁)

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める四半期報告書及び年 度報告書を提出する必要があり、その中で有料料金施設については「指定管理者事業報告書 作成要領」の別紙 1 で定められた計算式に従い計算された利用率の報告が求められているが、定められた計算式と条例で定める利用単位が異なっているため、「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙 1 における計算式を見直すべきである。

(13) 攤山緑地

① 公園のホームページについて【意見 3-13-1】(報告書 98 頁)

灘山緑地は、事業計画書において利用の促進の取組として公園の存在や公園で行われる催しについてホームページ、パンフレット及びイベント等により情報発信していくと記載しているが、灘山緑地としてのホームページを設立しておらず、その理由は隣接する「淡路夢舞台」のホームページに含めているということだが「淡路夢舞台」のホームページにも灘山緑地の名称は記載されておらず、事業計画書に記載されている積極的な情報発信による広報活動が実施されているとは言えない。

兵庫県立の都市公園で公園としてのホームページが設立されていない公園は灘山緑地のみであり、昨今はインターネットによる情報入手が一般化しているため利用者の利便性の観点からホームページの設立を検討する必要がある。

(14) 播磨中央公園

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 3-14-1】(報告書 101 頁)

県有備品台帳に各備品の保管場所の記載欄がなくそれぞれの備品がどこに存在するかが、 台帳を確認するだけではわからない状態となっている。指定管理者管理協定書では備品及 び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するた めには備品台帳にはそれぞれの資産の保管場所を記載するべきである。

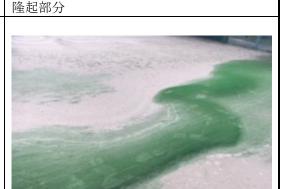
また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② 休止施設の活用方法について【意見 3-14-2】(報告書 102 頁)

テニスコートが平成29年8月より、コート表面部分の隆起のため、使用中止となっている。兵庫県主導のもと原因について調査を行っているものの、根本的な原因特定に至っておらず、復旧の見込みが立っていない。兵庫県は指定管理者と積極的に協議を行い、根本原因が特定できない場合も含めた施設の転用等の対応方針及び具体的な計画を定めて、有効に活用していくことが必要である。

<視察時のテニスコートの様子>

使用中止の案内



③ トイレの見直しについて【意見 3-14-3】(報告書 102 頁)

播磨中央公園施設内に設置されているトイレのうち多目的使用トイレを除く全てのトイレが和式トイレでの設置となっており、洋式トイレの設置が行われていない。

近年においては、民間及び公的施設のいずれにおいても和式トイレに加えて洋式トイレの設置が一般的となっており、利用者の利便性の観点から播磨中央公園においても洋式トイレの設置を検討する必要がある。

④ 猪及び鹿対策について<u>【意見 3-14-4</u>】(報告書 102 頁)

播磨中央公園においては、近年猪による公園内全域にわたり芝生の掘り起こしや、鹿による花壇草花の踏み荒らし被害が生じており、その都度指定管理者職員により修復作業を実施している。

そのため、指定管理者は平成28年から兵庫県猟友会と捕獲業務の委託業務を締結し、固体数減少による根本要因の改善に取り組んでいるが、下表のとおり捕獲数は増加の一途を辿っており、なお対策過程である。現状の指定管理料には猪及び鹿対策としての費用は含まれておらず、指定管理者において対策費用の捻出が大きな課題となっている。公園利用者の安全確保及び景観形成の保全のため、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。

<捕獲頭数の推移>

(単位:頭)

	猪	鹿	合計
平成 28 年度	8	_	8
平成 29 年度	32	8	40
平成30年度上期	46	9	55

⑤ バラ園について【意見 3-14-5】(報告書 103 頁)

播磨中央公園では、過去に有料施設としていたバラ園について、平成23年4月より利用料金を無料として運営している。

今後施設老朽化により増加が見込まれる施設維持費の財源捻出や公平な県民負担及び受益者負担の観点から、利用料金の有料化の是非について検討する必要がある。

⑥ 野外ステージの有効活用について<u>【意見3-14-6】(報告書104頁)</u>

利用料金対象施設として運営している野外ステージは長期間にわたって稼働率が低い状態が続いており、平成 29 年度においても稼働率は 1.6%であり、年間で 8 件の利用しかない。また、野外ステージは設置から 30 年超が経過していることから老朽化が進んでおり、特に屋根の金属部分の錆びの進行や観客席の床タイルの損傷等については、利用者の安全面の点から早急に改善が求められる状態である。

一方で、長期間にわたり稼働率が低い状態が続いている状況を考えると兵庫県は指定管理者と協議を行い、施設の修繕を実施した上で稼働を高める施策のみでなく、施設の在り方自体についての検討を早急に行っていく必要がある。

<視察時の野外ステージの状況>

ステージ金属屋根部分



観客席床タイル



(15) あわじ石の寝屋緑地

① 利用促進の取組について【意見 3-15-1】(報告書 107 頁)

あわじ石の寝屋緑地は平成27年4月設置から平成30年度で4年目になり、利用者数は 毎年増加してはいるが、依然として少ない状態が続いている。

これに対し、平成29年度の年度報告書に記載されている利用者促進のための事業として3種類の利用促進事業を実施しているが、利用促進事業の種類数を比較した場合、他の都市公園と比べて積極的とは言えない状況である。

県立都市公園は県費により整備されている公園であり、多くの県民の利用により活用が 図られるべきであるため、より積極的な利用促進の取組を実施し、さらなる入園者の増加を 目指す必要がある。

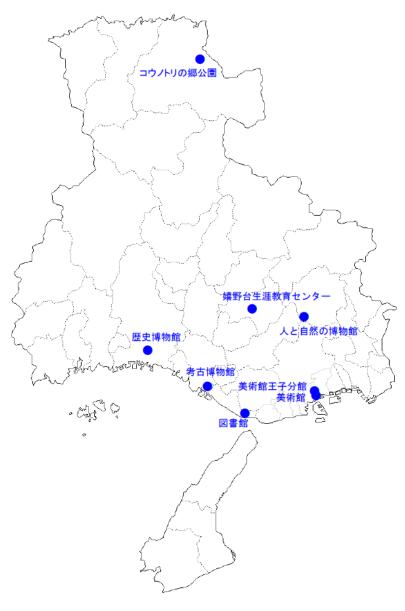
<利用促進事業種類数、利用者数及び行政コストの比較>

	利用促進事業種類数※	平成 29 年度 利用者数	平成 29 年度 行政コスト	平成 29 年度 一人当たり行 政コスト
あわじ石の寝屋緑地	3 種類	13,480 人	17,072 千円	1,267 円
一庫公園	30 種類	230,629 人	50,433 千円	219 円
甲山森林公園	19 種類	1,015,127 人	35,534 千円	35 円
有馬富士公園	30 種類	779,514 人	73, 235 千円	94 円

[※]各公園の平成29年度年度報告書より集計

4. 社会教育施設 (8 施設) に関する監査の結果及び意見

社会教育施設については、6 つの施設については兵庫県が直接運営管理を行っており、2 つの施設については指定管理者制度を導入している。平成30年4月1日現在の社会教育施設にかかる管理部局及び管理形態は以下のとおりである。



<社会教育施設一覧>

平成30年4月1 日時点

番号	施設名	所管部局	所管課	管理運営形態/指定管理者
1	嬉野台生涯教育センター	企画県民部	県民生活課	(公財)兵庫県生きがい創造協会
2	図書館	教育委員会	社会教育課	-直営-
3	美術館王子分館	企画県民部	芸術文化課	(公財)兵庫県芸術文化協会
4	美術館	教育委員会	社会教育課	-直営-
5	歴史博物館	教育委員会	文化財課	-直営-
6	人と自然の博物館	教育委員会	社会教育課	-直営-
7	コウノトリの郷公園	教育委員会	社会教育課	-直営-
8	考古博物館	教育委員会	文化財課	-直営-

(1) 嬉野台生涯教育センター

① 施設の稼働率について<u>【意見 4-1-1】(報告書 111 頁)</u>

施設全体の利用率は平成 29 年度実績で 17.9%である。一番高いキャンプ場については 63.6%であるものの、成人宿泊棟 29.8%、青少年宿泊棟 22.5%等軒並み低い稼働率となっており、手芸室に至っては 2.5%と低い稼働率となっている。施設全体の PR 活動を強化する一方で、稼働率の低い設備を有効活用する方法がないか検討を行う必要がある。

② 現状改善の対策について【意見 4-1-2】(報告書 112 頁)

嬉野台生涯教育センターの平成 29 年度の施設使用料収入は 16 百万円程度であり、施設全体の総支出の 15%程度しか賄えない状況となっている。また、現状の利用者数についても、平成 27 年度の耐震工事による休止時の一時的な利用者数減少の影響が回復できておらず、目標値の 200,000 人に届いていない。平成 27 年度に耐震改修工事も実施しており、閉鎖は現実的ではないと考えるため、あらゆる対策を講じて、施設使用収入及び利用者数の増加を達成すべく、近隣地域に加え、県内全域への広報を強化すべきであると考える。

例えば、現状ではホームページを職員が自前で更新しているが、安価で更新してくれる企業等を探して委託する等により、利用者数増加並びに施設利用料収入増加のために、過去の慣例や固定観念にとらわれることなくゼロベースで案を検討し、実行に移すことが必要である。

③ 業務収支状況報告書と収支計算書の不一致について【意見 4-1-3】(報告書 112 頁)

兵庫県へ提出している業務収支状況報告書と嬉野台生涯教育センターで管理している協 会収支計算書とに以下の差額が生じていた。

(単位:円)

<業務収支報告書と収支計算の差額>

* / K 1/ / K / K / K / K / K / K / K / K	(117.11)		
項目名	業務収支状況報告書	収支計算書	差額
給料手当	37, 627, 215	37, 600, 662	26, 553
福利厚生費	16, 982, 311	16, 983, 791	△1, 480
租税公課	5, 146, 184	5, 146, 216	△32

4月末に兵庫県へ報告を行う際には、手元整理資料で確認した数値を用いて業務収支状況報告書を作成し、県に報告を行っていたが、その後、生きがい創造協会の決算処理過程で、手元整理資料の誤りが判明し、給料手当、福利厚生費、租税公課について、業務収支状況報告書の金額を修正すべきところを失念していたため差異が生じたものである。正確な実績報告を行う必要がある。

④ 現金の管理について【意見 4-1-4】(報告書 112 頁)

釣銭については、兵庫県のつり銭用資金取扱要領により担当者ならびに責任者の 2 名により確認することとされているが、嬉野台生涯教育センターでは責任者が休暇等で不在の際は担当者 1 名のみによる確認となっている。職責の明確化及び適切な現金管理の観点から、現金については兵庫県のつり銭用資金取扱要領に沿って常に 2 名以上で確認する必要がある。

また、嬉野台生涯教育センターでは 5 万円以内の釣銭を保有することが許容されているが、10 万円を超えた状態で 1 週間程度金融機関へ振込みが行われず保管されたままの状態となっている期間が散見された。現金を多額に保有することは紛失・盗難リスクを増大させることとなるため、適正な残高での管理を行う必要がある。

(2) 図書館

① **県有備品及び物品の管理**について【指摘 4-2-1】(報告書 115 頁)

図書館では、年に1回備品の棚卸しを行っているとのことであるが、担当者がリストに従い棚卸しを実施し確認しているのみであり実施した証跡が残っておらず第三者による事後的な確認が実施できない。適切な備品の管理のためには、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

② **委託業務の内容確認について【**意見 4-2-2】(報告書 115 頁)

図書館では清掃業務について外部委託を行っている。委託業者は入札により決定しており、入札時の仕様書に従い清掃業務を委託している。日々日報を受け取り、業務を確認しているが、週に1度清掃を行うことを仕様書に記載している施設に関して、1週間以上日報で清掃が行われた旨の報告がないものがあった。

実際は週に 1 度程度は清掃されているのを目視で確認しているとのことであるが、仕様 書に従い業務が行われていることを日報等の報告書をもって確認するべきである。日報等 の報告書の形式を工夫する等して、委託業務が確実に行われていることを確認できる体制 の構築が必要である。

③ 蔵書点検について【意見 4-2-3】(報告書 115 頁)

蔵書点検に関して、全点点検が毎年は行われておらず、長中期的な年次計画も作成されていないため、点検の実施頻度や範囲が不明確となっている。したがって、定期的に全点の点検が行われるように蔵書点検の計画の整備が必要である。

また、現在所在不明図書の登録抹消作業については、5年間所在不明かつ5回の棚卸しで見つからなかった場合に行うこととされている。規程上では「5年間所在不明で再発見が不可能と認められたもの」は登録を抹消することとされており、また、上記のように毎年全点点検が行われているわけではないことから、現状は5年超所在不明のものも登録が行われ

たままの状態であり、例えば平成20年度に不明とされた蔵書についても廃棄されずに残存している。蔵書点検と廃棄ルールの再度の見直しと徹底が必要である。

④ 図書の館外貸出について【指摘 4-2-4】(報告書 116 頁)

図書館では、図書館資料の館外貸出について、その冊数及び期間は、兵庫県立図書館利用 規則に定めており、その内容は以下のとおりである。

(兵庫県立図書館利用規則第8条 館外利用)

- 1. 次の各号に掲げる図書館、図書室等で、館外利用の登録をしたものは、図書館資料の館外貸出しを受けることができる。
 - (1) 図書館法 (昭和25年法律第180号)の規定に基づく図書館
 - (2) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)の規定に基づく学校図書館
 - (3) 学校教育法(昭和24年法律第150号)の規定に基づく大学及び高等専門学校の図書館
 - (4) 県内の地方公共団体の議会の図書室
 - (5) 前各号に掲げる図書館又は図書室に準ずる施設
- 2. 次の各号に掲げる者で、館外利用の登録をしたものは、図書館資料の館外貸出しを受けることができる。
 - (1) 県内に居住する者
 - (2) 県内に勤務場所を有する者
 - (3) 県内の学校に在学する者
 - (4) その他館長が許可する者

(兵庫県立図書館利用規則第10条の2 館外利用できる図書館資料の冊数)

館外利用をすることができる図書館資料の冊数は、第8条第2項の規定により図書館 資料の館外貸出しを受けることができる者にあっては、同時に7冊以内とする。ただし、 館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(兵庫県立図書館利用規則第11条 館外利用できる期間)

- 1. 館外利用をすることができる期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。ただし、館長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
 - (1) 第8条第1項に規定する館外貸出し:館外貸出しを受けた日から2か月間
 - (2) 第8条第2項に規定する館外貸出し:館外貸出しを受けた日から3週間
- 2. 館長は、業務上必要があると認めたときは、前項各号に規定する期間内においても、 当該図書館資料の返還を求めることができる。

上記のとおり、館外貸出し(以下、「貸出し」という)できる図書館資料(以下、「図書」という)の冊数は、同時に7冊以内と定められているが、実際には同時に10冊を限度として貸出しが行われている。

また、一般利用者への図書の貸出期間は3週間を限度とされているが、監査時点(平成30年8月28日現在)において、返却の遅延の有無について確認したところ、返却予定日が平成30年6月6日から7月5日のものについて計5名、計5冊の図書が、返却予定日が7月6日から8月5日のものについては、計2名、計7冊の図書が未返却である。過年度の返却状況についても、平成26年度で計4名、計18冊の図書、平成27年度で計3名、計13冊の図書、平成28年度で計5名、計28冊の図書が未返却の状態にある。特に、過年度の未返却については、郵便物が届かない、電話してもつながらないなど、現在は連絡が取れていない相手先がほどんどであり、返却してもらえる可能性が低いと言える状況である。

その中で、未返却に対する手続きは、返却予定日から早い場合で10日ほど、遅い場合は1か月程度過ぎてから電話で督促している状況であり、督促が遅くなるほど、引越し等で相手先と連絡が取れなくなるリスクが増すことを考えると、返却遅延についてタイムリーな対応が求められる。

なお、兵庫県立図書館利用規則には、図書の返却が遅延した者については3か月貸出しが できないという規定があるものの運用されていないのが現状である。

以上のことから、規則に基づいた適正な運用や返却遅延に対するタイムリーな督促、さらには前述の規則の運用による返却期間内の返却促進に努めるべきである。

⑤ **寄贈資料について【**意見 4-2-5】(報告書 117 頁)

図書館では「兵庫県立図書館資料選択基準」において、その選択基準が決められている。 図書館では図書の寄贈も受け入れているが、事前に連絡のない寄贈も多い。

事前に連絡のない寄贈の中には、状態が悪い・既に受入済の図書である等、収集対象とならないことから実際には受け入れることのできない図書も多く送られている状態であり、 その選別や受け入れることのできない図書の処分等に時間がかかっている。

寄贈の受入は事前連絡によりある程度の内容が確認できたものに限定する等の対応を検 討する必要がある。

(3) 美術館王子分館

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 4-3-1】(報告書 121 頁)

備品出納簿の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが下表のとおり発見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも台帳の整理番号と備品整理票の整理番号を一致させるべきである。

<美術館王子分館の備品出納簿抜粋>

	備品出納簿 番号		軍 番号	品目			
大分类	中分類	小分類	品目整理	品名 数量 単価			
12	122	103	1	音響機器(東館地下2階)	1	1,424,640 円	

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

② 横尾忠則現代美術館の招待券について【意見 4-3-2】(報告書 122 頁)

横尾忠則現代美術館では、展覧会ごとに招待券を配布している。招待券の管理簿である展覧会観覧券受払簿を閲覧したところ、平成30年度開催の兵庫県政150周年記念事業「横尾忠則 画家の肖像」の招待券について使途不明と記載されているものが21枚あった。調査の結果、21枚中20枚は受払の計算誤りによる誤記載であり実際に使途不明となっているものは1枚のみであったが、1枚については使途が不明なままである。特別展が終わるまでは、当該招待券は、現金等価物であることから、残数管理とその保管方法並びに展覧会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎重に管理することが必要である。

③ アンケートの回収について【意見 4-3-3】(報告書 122 頁)

公的施設の管理運営を行っていく上で、当該施設の利用者の生の意見を収集し、検討し、 今後の運営に活かすことは重要である。横尾忠則現代美術館では、毎回の展覧会の都度、入 場者にアンケートを実施している。

<アンケートによる評価>

アンケート実施期間 平成28年11月1日~平成29年10月31日

展覧会名	期間※	開館日数	入場者数	回答数	回答率
ョコオ・マニアリスム Vol.1	H28.11.1~H28.11.27	24 日	2,363 人	128	5.4%
ようこそ!横尾温泉郷	H28. 12. 17~H29. 3. 26	74 日	10,712 人	130	1.2%
ヨコオ・ワールド・ツアー	H29. 4. 15∼H29. 8. 20	110 日	10,403 人	107	1.0%
横尾忠則 HANGA JUNGLE	H29. 9. 9∼H29. 10. 31	45 日	884 人	23	2.6%
全体	H28. 11. 1∼H29. 10. 31	253 日	24, 362 人	388	1.6%

(出典 横尾忠則現代美術館運営会議資料を一部加工 平成30年1月26日) ※期間は、アンケート実施期間をいう。 アンケートの回答率は、全体平均で1.6%となっている。また、大学生(院生含む)以下の若い入場者からの回答率(年齢別)は10.8%となっているが、実際には若年者の入場者の割合はもっと多いと思われる。回答率が低いと、回答結果が偏ったものになる可能性がある。アンケート用紙は会場の出口付近に置かれており、特に記入を督促することもなく、任意に記入することになっているが、アンケートの回答率を上げるために、回答者への景品を企画したり、受付やアンケート記入場所近辺において記入を呼びかけたり等の工夫をする必要がある。

(4) 美術館

① **前売券の管理について**【意見 4-4-1】(報告書 125 頁)

特別展については前売券の販売が行われている。前売券については、前売期間が終了した後に販売手数料を差し引いた金額と売れ残りの前売券が販売者から美術館へ収納されることとなっている。美術館ではこの前売券について売れ残りを金庫へ保管しているが、その残数管理及び廃棄手続が定められていなかった。特別展が終了するまでは、当該前売券は、現金等価物であることから、残数管理とその保管方法並びに廃棄の手続(複数人による明示的な確認プロセスを含む)を設定し、運用する必要がある。

② **県有備品及び物品の管理**について【指摘 4-4-2】(報告書 125 頁)

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい(出先機関)長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品(占有動産を含む。以下本条において同じ。)の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされているが、美術館では備品は年に1回自己検査を行っているもののその記録がなく、重要物品を含む備品については年に1回の自己検査ではなく常設展の展示替えを行う都度、対象の美術品を確認するという形を取っており年に1回の検査とはなっていない。

ただし、美術館には 1 万点程度の美術品が収蔵されており全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、美術品を状態良く保存するためには収蔵庫の温度や湿度の管理は重要であり、年に 1 度自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ美術品の状態を悪化させることにつながりかねないため、現実的ではない。各施設の実情に応じた、対応を検討すべきである。

③ 招待券について【意見 4-4-3】(報告書 126 頁)

美術館の利用に際して高校生以下は無料となっているものの、一般の人は、常設展については 500 円、特別展については 1,600 円程度の観覧料が必要となる。一方で、美術館では無料の招待券を新聞社や協賛企業に配布しており、招待券での入場者のボリュームが大きいため来館者に比して収入が少なくなっている可能性があると考えられる。この招待券について、作品の借用館に配布するもの等の必要なものも含まれるとのことであるが、大半が広

告宣伝目的で使用するのであれば、どこに、どのような目的で、何枚配布し、何枚が利用され、どの程度広告宣伝の効果があったのか等の管理を行う必要がある。

招待券の配布及び実際の利用数、あるいは可能であれば招待券に付随して来訪した有料 観覧者数等についての効果分析・管理を行うことで、招待券配布の効果を測定し、今後の招 待券の取扱いについて検討する必要がある。

(5) 歴史博物館

① **歴史博物館の修繕計画について【**意見 4-5-1】(報告書 129 頁)

歴史博物館については、メインエントランスの空調設備が老朽化により使用不可能となっているほか雨漏り等も生じている。館蔵品を雨漏りから守り、開館に支障を来さぬよう計画的に修繕を行う必要がある。

<視察時の状況>

稼働していない空調設備



メインエントランス天井の雨漏り跡



② **県有備品及び物品の管理について**【指摘 4-5-2】(報告書 130 頁)

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい(出先機関)長は、当該部局又はかいの 出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品(占有動産を含む。以下 本条において同じ。)の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務に ついて検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規 則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほ か年1回以上とされている。兵庫県では10万円以上の物品が備品として管理対象となって おり、歴史博物館においてはシステムの備品台帳により管理が行われているが、物品棚卸は 実施されておらず、規定どおりの運用が行われていなかった。

2 百万円以上の重要物品についても、年 1 回兵庫県の監査時に任意でのサンプル抽出により複数人で現物の確認が行われているが、それ以外は担当学芸員の管理下にあり担当者以外の現物確認は行われていない状況である。

さらに、歴史博物館では外部からの寄贈資料を多数受け入れているが、学芸員不足等によ

り整理が進まず、多くの収蔵品について台帳への記載が未了であり、展示や文献としての利用に資することが困難な状態となっている。歴史資料を整理・分類し、展示や文献としての利用を行える状態とすることで郷土の歴史に関する文化的価値が生じ、郷土の歴史に対する県民の理解を深めることができることから、早急に対応する必要がある。

ただし、博物館には26万点以上の収蔵品が収蔵されており、寄贈資料の整理を進めながら、全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、収蔵品を状態良く保存するためには収蔵庫の温湿度の管理が重要であり、自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ美術品の状態を悪化させることにつながりかねないため、年に1度全ての収蔵品の検査を行うことは現実的ではないことから、各施設の実情に応じた、対応を検討すべきである。また、重要物品については年に1度複数人での現物確認を、それ以外の備品についても年に1度サンプル抽出による現物確認を行うことを周知徹底する等による資産の流用リスクに対する内部体制を構築すべきである。

③ 現状改善の対策について【意見 4-5-3】(報告書 130 頁)

歴史博物館では運営評価指標の一つとして年間 133 千人の観覧者数を目標としているが、 平成 29 年度の観覧者数は 80 千人と達成率が 60%程度となっている。また、平成 29 年度の 講堂利用状況についても、稼働率は 5%と低い水準にある。

来館者数は歴史博物館で年数回行われる特別展や特別企画展の内容によって大きく増減するとのことであるが、PR 活動を強化することで、来館者数の増加及び講堂の利用促進を図るとともに、他の有効利用方法の検討が必要である。

④ 使用見込みのない備品について【意見 4-5-4】(報告書 131 頁)

歴史博物館で保管されている陶芸用電気炉とマイクロカメラについては現在使用されていない。陶芸用電気炉については廃棄するのにも多額の費用が必要となるとのことであるが、施設の有効活用のためにも、使用見込みのない備品については、適時に廃棄処理を行うことが必要である。

<歴史博物館の備品出納簿抜粋>

	備品出納簿 番号			品目			
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	
11	105	109	0000009-00	マイクロカメラ装置一式	1	851, 500 円	
16	163	105	0000003-00	電気かまど・陶芸用電気炉	1	620,000 円	

<視察時の使用見込みのない備品の状況>

電気かまど・陶芸用電気炉



マイクロカメラ装置一式



(6) 人と自然の博物館

① 稼働率の算出方法について 【意見 4-6-1】 (報告書 134 頁)

ホロンピアホールについては午前のみの貸出、午後のみの貸出、1日を通じた貸出の3パターンあるが、以下の算定式により稼働率を計算しており、午前もしくは午後のみ貸出されていればその日の稼働率が100%となっている。

(算式) 年間延べ利用室数/(年間営業日数×貸し室数)=稼働率

施設の経営改善を図るためには、より実態を表す 1 日の使用可能延べ室数のうち何室利用されているかといった観点から稼働率を算出することが必要である。

② ホロンピアホールの移働率について【意見 4-6-2】(報告書 134 頁)

ホロンピアホールは、昭和63年に開催された21世紀公園都市博覧会「ホロンピア'88」のテーマ館「ホロンピア館」として建設・使用されたホールで、人と自然の博物館がこれを引き継いだものである。現在は、主に音楽やダンスの発表会等に利用されているが、その利用件数は、以下のとおりであり稼働率が低い水準にある。

施設全体のPR活動を強化する一方で、ホールを有効利用する方法がないか検討を行う必要がある。

<ポロンピアホールの利用率推移>

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)
ホロンピアホール	6	18	7	19	11	31

③ **県有備品及び物品の管理について**【指摘 4-6-3】(報告書 135 頁)

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい(出先機関)長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品(占有動産を含む。以下本条において同じ。)の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされているが、人と自然の博物館では毎期数点サンプル抽出により自己検査を行っており、全ての備品について年に1回の自己検査ができていなかった。人と自然の博物館では備品点数も多いため、年に1度全ての備品について自己検査を行うことは実務的には困難と考えられるため、各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。

また、備品の出納簿から数点サンプルを抽出し、現物確認を実施した。その結果、備品出納簿には計上されているものの現物がないもの、備品出納簿には計上されているものの担当者 1 名以外保管場所がわからず往査当日に現物が見つからなかったもの、備品出納簿と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているもの、備品出納簿に記載されている内容と備品現物の内容が異なっているものが発見された。

/ 1	1、台	然の博物館	さった 世口	山外体	十十少九、へ
< \	\mathcal{F}	次(()) [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	14(7)/厘品	出洲連	オカオキキギ>

備品出納簿 番号			番号	品目			
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	備考
11	105	103	0000001-00	和文タイプライター	1	1, 173, 170円	※ 1
11	105	109	0000043-00	全自動写真撮影装置	1	1,421,400円	※ 2
22	228	900	0000453-00	断層露頭はぎ取り断面模型	1	1,472,900円	※ 2
11	105	112	0000011-00	記録映画	1	978, 500 円	※ 3
22	228	900	0000073-00	その他の物財類・照葉樹、表 日本要素樹幹 (14 点)	1	1,654,180円	※ 4

- ※1 現物がなかったもの
- ※2 備品出納簿と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっていたもの
- ※3 現物が見つからなかったもの
- ※4 備品出納簿の記載内容と現物が異なっていたもの。
- ※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の整理番号と備品整理票の整理番号及び内容を一致させ、担当者以外でも備品の所蔵場所等が把握できるような体制を構築し、備品出納簿に記載されているものの現物がないものについては備品出納簿上で廃棄処理を行う等、整理を行うべきである。

④ 収蔵品の保管場所について【意見 4-6-4】(報告書 136 頁)

人と自然の博物館では 160 万点以上の収蔵品を有しており、収蔵品の保管スペースの不足から収蔵庫に保管しきれない収蔵品については博物館の廊下に保管されている状況である。しかし、廊下は正規の収蔵場所ではないため温度や湿度の管理が困難であり、収蔵品の劣化が早まることが想定される。

収蔵場所の増設も考えられるが、収蔵箇所を増やすに従い、警備料や維持管理費等の管理 コストが増加することが見込まれる。そのため、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。

<視察時の収蔵品の状況>



⑤ 共催ビジネスについて【意見 4-6-5】(報告書 136 頁)

人と自然の博物館では団体との共催ビジネスを行っているが、共催ビジネスを開催する にあたって、事前に伺い書により承認が行われているものと行われていないものが存在し た。現状では、どのような場合に事前の承認が必要となるかが明確に定められておらず、各 職員の判断に任せられているが、事前の承認を行うべき事業を明確にする必要がある。

⑥ 公印使用承認欄について【指摘 4-6-6】(報告書 136 頁)

兵庫県では公印規程第8条2項により「公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済みの当該起案文書を添えて、公印の保管者に提示し、審査を受けなければならない」こととされており、公印使用時に日付の入った押印を行うこととなっているが、人と自然の博物館では決裁書・報告書の公印使用承認欄への押印が行われていない例が散見された。規程に基づく公印使用承認が必要である。

⑦ **忘れ物の管理について**【意見 4-6-7】(報告書 136 頁)

人と自然の博物館では来館者の忘れ物について、警察への引き渡しを行わず館内での保管を行っているが、館内で保管を行うことにより保管場所が必要となるほか、保管責任も生じることとなる。他の施設と同様に館内で1か月程度保管した後は、警察へ引き渡す等の処置を検討する必要がある。

⑧ ひとはくキャラバンについて【意見 4-6-8】(報告書 137 頁)

人と自然の博物館ではアウトリーチ活動として移動博物館車「ゆめはく」を利用した移動博物館「ひとはくキャラバン」を実施している。ひとはくキャラバンについては、要請があった地域や団体を中心に回っており、兵庫県内だけでなく県外にも依頼に応える形で訪問を行っている。これは、来館者増加のためにも有意義な取組であることから、この取組を継続し、中長期的な視点から県民全体が便益を享受できるような巡回計画を定め、行動計画に対する成果を測定することによりアウトリーチ活動の成果を可視化できる仕組みを検討することが必要である。

(7) コウノトリの郷公園

① 施設の目的について 【意見 4-7-1】 (報告書 140 頁)

コウノトリの郷公園の設置目的は「特別天然記念物であるコウノトリを保護し、その種の 保存を図るとともに、豊かな自然の中で、コウノトリその他の野生生物と共存できる、人と 自然との調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与 する」ことであるが、その主目的をコウノトリの保護・研究とするのか、もしくは、県民の 理解及び地域の発展に役立てることとするのかが明確に外部に説明できる状況になってい ない。

保護・研究を主目的とする場合には、コウノトリが感染症等に罹患したり、危害を加えられたりするリスクを低減させるといった観点から、来場者を過度に募ることは望ましくないこととなる。一方、県民の理解及び地域の発展、さらには豊岡市等の近隣地方公共団体は観光資源としてのコウノトリに価値を見出していると考えられ、それらの視点からは、コウノトリを過度に保護するのではなく可能な限り来場者の目に触れる場所に展示する方が望ましいと考えられる。

今後は、今までの成果を踏まえ、兵庫県としてどのような状態を目指し事業を展開してい くのかを協議・検討し、県民へ明確に説明できる状況にすべきである。

② **県有備品及び物品の管理について**【指摘 4-7-2】(報告書 141 頁)

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい(出先機関)長は、当該部局又はかいの 出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品(占有動産を含む。以下 本条において同じ。)の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務に ついて検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規 則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほ か年1回以上とされているが、コウノトリの郷公園では異動のあった備品について自己検 査を行っているが、全ての備品について年に1回の自己検査ができていなかった。備品の適 切な現物管理のため、対象備品については、備品整理票を添付し、県有備品一覧表にも同様 の管理番号を追記し、定期的に棚卸しを行う必要がある。

また、備品出納簿の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の整理番号と備品整理票

の整理番号を一致させるべきである。

<コウノトリの郷公園のの備品出納簿抜粋>

備品出納簿 番号			番号	品目	取得	
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価
11	105	109	0000001-00	映像無線送受信撮影システム	1	6,054,825円
11	106	102	0000003-00	3D プリンター	1	168,000円

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

③ 使用見込みのない備品について<u>【意見 4-7-3】(報告書 141 頁)</u>

施設内を視察した結果、旧型のテレビやモニター等現在は使われていない備品が散見された。一部については平成30年度中に廃棄予定とのことであるが、現時点では廃棄が未定のものも存在した。施設の有効活用のためにも、使用見込みのない備品については、速やかに廃棄処理を行う必要がある。

<視察時に確認した使用見込みのない備品の状況>



(8) 考古博物館

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 4-8-1】(報告書 145 頁)

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい(出先機関)長は、当該部局又はかいの 出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品(占有動産を含む。以下 本条において同じ。)の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務に ついて検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規 則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほ か年1回以上とされている。兵庫県では10万円以上の物品が備品として管理対象となって おり、考古博物館においては、物品棚卸は実施されていなかった。

ただし、博物館には相当数の収蔵品が収蔵されており全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、収蔵品を状態良く保存するためには収蔵庫の温湿度の管理が重要であり、自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ考古資料の状態を悪化させることにつながりかねないため、年に1度全ての収蔵品の検査を行うことは現実的ではない。博物館でも運用が可能な財務規則の制定もしくは例外を設定するべきである。また、重要物品については年に1度複数人での現物確認を、それ以外の備品についても年に1度サンプル抽出による現物確認を行うことを周知徹底する等による資産の流用リスクに対する内部牽制を構築すべきである。

② 収蔵品の保管場所について【意見 4-8-2】(報告書 146 頁)

考古博物館は平成 19 年 4 月に開館し、現在開館 10 年を過ぎたところであるが、収蔵品の保管場所不足が課題となっている。兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例第 3 条では、博物館は、その目的を達成するため、古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルムテープ等の資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供することとの定めがある。これに則り、資料を収集することにより、収蔵品が増加している傾向にある。

保管場所不足への対応として、考古博物館に保管するほか、明石市魚住に一か所収蔵庫棟を保有しており保管している。また、それでも足りない場合については廃校となった旧兵庫県立新宮高校を利用して保管している。

収蔵箇所を増やすに従い、警備料や維持管理費等の管理コストが増加することが見込まれるほか、廃校等に保管した場合は、盗難等のリスクも考えられる。そのため、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。

③ 委託業務の日報について【意見 4-8-3】(報告書 146 頁)

考古博物館加西分館では清掃業務について外部委託を行っている。委託業者は入札により決定しており、入札時の仕様書に従い清掃業務を委託している。日々日報を受け取り委託業者の実施業務を確認しているが、年に2度定期清掃が行われることと仕様書で決められている清掃に関しては、日報やその他報告書で清掃が行われた旨の報告がなかった。

実際は年に 2 度休館日に清掃が行われていることを職員が目視で確認しているとのこと であるが、仕様書に従い業務が行われていることを日報等の報告書をもって事後的にも確 認できるようにすべきである。日報等の報告書の形式を工夫する等して、委託業務が確実に 行われていることを確認できる体制の構築が必要である。

④ 考古博物館の地域性について<u>【意見 4-8-4】(報告書 1</u>47 頁)

考古博物館では出前授業や出前展示を行っているが、平成28年度に実際に利用した学校は以下のとおりであり利用されている地域に偏りが生じている。

<平成28年度出前授業一覧>

学校名	内容	実施日	対象	参加数
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ勾玉づくり	5月23日	4~6 年生	13 人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ染色体験	6月27日	4~6 年生	13 人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ銅鏡をつくろう	9月12日	4~6 年生	13 人
加西市立富田小学校	校区内の遺跡について(大崎遺跡・	9月28日	6 年生	29 人
	鳥居元遺跡)			
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ銅鏡をつくろう	10月7日	4~6 年生	13 人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ土器づくり	10月24日	4~6 年生	13 人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ土器づくり	10月31日	4~6 年生	13 人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ土器炊飯	11月28日	4~6 年生	13 人
たつの市立小宅小学校	校区内の遺跡について(堂本上長	12月2日	3~6 年生	350 人
	塀遺跡・宮脇遺跡他)			
朝来市立梁瀬小学校	校区内の遺跡について(栗鹿遺跡	3月6日	6 年生	46 人
	他)			

<平成28年度出前展示一覧>

学校名	展示品	実施日	対象	参加数
加西市立富田小学校	大崎遺跡・鳥居元遺跡	9月14日~10月14日	児童・教諭	180 人
	出土遺物			
たつの市立富田小学	堂本上長塀遺跡・宮脇	11月16日~12月16日	児童・教諭	954 人
校	遺跡他出土遺物			
朝来市立梁瀬小学校	栗鹿遺跡他出土遺物 9	2月16日~3月17日	児童・教諭	277 人
	月			

地元を中心に啓蒙活動を実施することにより、利用者の増加を図れるという考え方もあるが、考古博物館は県立施設であるため、県民全体に広く利用されるべきであり、県民全体に向けて広く PR 活動を行うことが必要である。

⑤ 古代鏡展示館の運用について<u>【指摘 4-8-5</u>】(報告書 148 頁)

平成 26 年に古代中国鏡を中心としたコレクションの一部の寄贈を受け、この古代中国鏡を県民がいつでも観覧できるように平成 29 年に新たに兵庫県立フラワーセンター内に加西分館を設立している。

加西分館の観覧者データは以下のとおりである。

<加西分館観覧者一覧>

	観覧料 (円)	有料 (人)	無料(人)	観覧者計 (人)
H29 年度 4 月	568, 600	5, 686	835	6, 521
5月	347, 500	3, 475	591	4, 066
6月	130, 700	1, 307	245	1, 552
7月	61, 700	617	161	778
8月	58,000	580	199	779
9月	79, 100	791	269	1,060
10 月	78, 600	786	461	1, 247
11 月	98, 100	981	180	1, 161
12 月	20,000	200	41	241
1月	28,000	280	158	438
2 月	39, 800	398	100	498
3月	102, 300	1, 023	535	1, 558
H29 年度合計	1, 612, 400	16, 124	3, 775	19, 899
H30 年度 4 月	269, 400	2, 694	543	3, 237
5月	141, 200	1, 412	281	1, 693
6月	66, 400	664	184	848
7月	14, 400	144	464	608
8月	27, 600	276	105	381
9月	55, 500	555	204	759

平成 29 年度の有料観覧者数は 16,124 人であり、本施設を開館時に見込んでいた有料観覧者数 55,000 人と大きく乖離している。加えて平成 30 年度の 9 月までの有料観覧者数は、5,745 人であり、平成 29 年度の 9 月までの有料観覧者数 12,456 人と比較しても著しく低い水準となっている。

このように開館時に見込んでいた観覧者数と著しく乖離していることから施設の運用について議論する必要があるが、現状では加西分館個別での費用の集計を行っていないので、早急に費用の集計及び損益の管理ができる体制を構築すべきである。現在、加西分館には5名の職員がおり、別途委託業者が警備員1名、受付1名を配置しているが、観覧者数に応じて効率的な運営を行えるよう人員を配置することを検討すべきである。

また、本コレクションは歴史的、美術的に高い価値を有しており、世界的にも大変貴重なものである。他の施設での展示会を開催する等の工夫を行うことにより、多くの人に鑑賞され、その魅力が共有される可能性があるため、県立施設の有効活用という観点から、広報活動を行う一方で、本コレクションの活用方法について検討すべきである。

5. スポーツ施設 (7施設) に関する監査の結果及び意見

スポーツ施設については、全ての施設において指定管理者制度を導入している。平成 30 年4月1日時点のスポーツ施設にかかる所管部局及び管理形態は以下のとおりである。



<スポーツ施設一覧>

平成30年4月1日時点

番	房 施設名	所管部局	所管課	管理運営形態/指定管理者
1	文化体育館			ミズノグループ
2	武道館			兵庫県体育協会県立武道館グループ
3	総合体育館			ひょうごウェルネスライフグループ
4	海洋体育館	教育委員会	体育保健課	(公財)兵庫県体育協会
5	円山川公苑			兵庫県体育協会円山川公苑グループ
6	弓道場			(公財)兵庫県体育協会
7	神戸西テニスコート			(株)ITC

(1) 文化体育館

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 5-1-1】(報告書 153 頁)

県有備品に貼付すべき備品整理票が一部の備品について貼付されていなかった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えられるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品整理票による整理が必要である。

また、「跳馬」については、備品整理票が貼付されておらず、県有備品一覧表にも記載がなかった。

さらには、県有備品について、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての 備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施 方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備 品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施 していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

(2) 武道館

① **忘れ物の管理について**【意見 5-2-1】(報告書 157 頁)

忘れ物を保管していることについて、利用者への周知がされていない。忘れ物の保管責任 に関する利用者とのトラブルを防止するために、保管期間等についての掲示を行って利用 者へ周知することが必要である。

② **床転換**システムについて【指摘 5-2-2】(報告書 157 頁)

「武道館用床転換システム」とは・・・

柔道用の畳 32 枚からなる畳ユニットを空気で浮かせて走行台車で移動させ、隙間なく並べて連結し、板床から畳敷に自動転換させるシステムである。4 ユニットで柔道場 1 面を構成できる畳ユニットが 16 ユニットあり、最大 4 面の柔道場をつくることができる。また、必要に応じて 1 面から 4 面まで選択できる。転換の所要時間は 40 分であり、畳を設営する作業をスイッチひとつの簡単操作で済ませることができる。

武道館用床転換システムは、他に同様の床転換システムを導入した施設はなく、交換部品が当該武道館専用となり高額であることから、毎年多額の修繕費が発生している状況である。正常に作動しない場合は手作業により床転換を行っており、対応可能な職員数の状況により床転換に要する時間を予測できないため、床転換前は前日の予約を受け付けなかったり、夜中に作業を実施したりといった不都合が生じている。

また、交換部品の入手先は施工を担当した業者に依存しているが、同社が施行した床転換システムは当該施設のみであることから、同社が交換部品を供給しなくなった場合にはメンテナンスが困難となり、床転換システムの利用そのものが不可能となることも予想される。その場合、柔道用の畳32枚からなる1ユニットは5トンの重さがあるため、全ての設

置作業を手作業で行うことが難しく、板床と畳敷を都度転換しながら使用することは難しくなることから、設備環境の整備や他の対応策を含めて検討すべきである。

③ **設備の維持管理費について**【意見 5-2-3】(報告書 158 頁)

武道館は、床転換システムや大型映像装置といった様々な充実した設備を維持するために、相応の修繕費が発生していることにより施設維持管理費が高い水準となっている。これらの修繕費は今後も継続して発生することが予想されるため、現在の設備を維持していくかどうかの方針を考えるとともに、将来の施設維持管理費の対策を検討する必要がある。

④ 施設の稼働率について【意見 5-2-4】(報告書 158 頁)

会議室や和室の稼働率が下表のとおり低く推移している。要因としては、住宅や駅から離れた立地にあり交通の便が良くないことが挙げられる。武道館では主に武道教室を開講しているが、文化講座の開設や近隣企業の研修の斡旋等のPR等により利用率向上の施策を講じることが必要である。

<稼働率の状況>

	平成 28 年度	平成 29 年度
第一道場稼働率	45.3%	45. 2%
第二道場稼働率	77.0%	81.2%
会議室稼働率	9. 1%	10.2%
研修室稼働率	41.4%	47.1%
和室稼働率	19. 7%	23. 2%

⑤ **武道教室の受講率について**【意見 5-2-5】(報告書 158 頁)

平成29年度に開講された武道教室について、指定管理者はホームページへの掲載やパンフレットの配布等によるPR活動を実施しているものの、多くの武道教室において定員20名に対して受講者が10名を下回っており、受講率は低い状況である。

武道館の設置目的を鑑みて、武道の裾野を広げるためには採算は取れていなくても、今後も継続して武道教室を開講していくことはやむを得ないが、より一層のPR活動に努め、受講率を上げる努力が必要である。

(3) 総合体育館

① **回数券の管理について**【意見 5-3-1】(報告書 162 頁)

トレーニング室の回数券について、定期的な現物数の確認は実施しているとのことであるが、管理簿の残数と一致するよう徹底する必要がある。

② **忘れ物の管理について**【意見 5-3-2】(報告書 162 頁)

忘れ物を保管していることについて、利用者への周知がされておらず、また、忘れ物の管理簿上、既に処分されたものについて適時に管理簿の更新が行われていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、保管期間等についての掲示を行って利用者へ周知するとともに、管理簿を適時に更新する必要がある。

③ **県有備品及び物品の管理について**【指摘 5-3-3】(報告書 162 頁)

県有備品に貼付すべき備品整理票が一部の備品 (バスケットゴールほか) について貼付されていなかった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品一覧との整理が必要である。

④ 施設の稼働率について【意見 5-3-4】(報告書 163 頁)

稼働率が下表のとおり低い数値で推移している。要因としては、住宅や駅から離れた立地にあり利用者にとって交通の便が良くないこと及び3月8月は合宿利用者対応のために講座が休講されることによる定着率の低さが挙げられる。特に、研修室、会議室、実習室といった研修施設は20%台となっており、施設としても対応策を講じているが、稼働率の改善には結びついていない。

引き続き、文化講座の開設や近隣企業の研修の斡旋等の PR 等により稼働率向上の施策を 講じることが必要である。

<稼働率の推移>

(単位:%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ施設稼働率	69	66	66
研修施設稼働率	22	26	22

(4) 海洋体育館

特に指摘すべき事項はない。

(5) 円山川公苑

① **遊休資産の有効活用について**【意見 5-5-1】(報告書 172 頁)

未利用の土地が二か所存在しており、一か所は、第2駐車場の奥の土地(以下の左側の写真)、もう一か所は河川沿いの土地(以下の右側の写真)が未利用となっている。第2駐車場の奥の土地については、湿地帯となっており、駐車場としても利用できず、湿地帯のままとなっている。河川沿いの土地については、建物の設置規制があり、建屋の場所や面積が限定されている。

当該二か所の未利用の土地については、猪や鹿等の害獣の侵入口ともなっていることから、利活用のみでなく、必要性も含めて未利用地の在り方を検討する必要がある。

<視察時の遊休土地の状況>



② 消火器の点検について【指摘 5-5-2】(報告書 172 頁)

美術館では、美術品の消火に伴う毀損を防ぐために、ガスにより消火する特殊な消火器が 設置されている。当該消火器のバルブ部分については、点検の法定期間が経過している。

当該消火器が作動しなかった場合、美術品の毀損だけでなく、利用者の安全性も確保できなくなる可能性があり、公共施設としての安全管理が不十分な状況にある。

そのため、速やかに当該消火器のバルブ部分を点検若しくは交換すべきである。

③ 施設の老朽化対策について<u>【意見 5-5-3</u>】(報告書 172 頁)

円山川公苑は、昭和62年に開園しており、部分補修はされているものの、施設には老朽 化がみられ、指定管理者が実施した点検記録でも異常ありとされている。修繕工事は、兵庫 県との協議により、利用者の安全性を阻害する要因を優先的に実施している。

しかし、以下の修繕未了箇所については、利用者の安全性に配慮すべきものと考えられる ことから、修繕計画を立て早急に対応する必要がある。

(i) プールの内側の塗装の剥がれ

プール内の塗装の剥がれの箇所で利用者が怪我をする恐れがあり、塗装で対応しているが、複数個所で剥がれが生じている。

<視察時のプール内側の塗装の剥がれの様子>





(ii)プールの照明の腐食

プールに設置されている照明の根本部分が腐食しているものが多く、放置される と倒壊の恐れもある。指定管理者は、表面塗装により防錆措置を施している。

<視察時のプールの照明の腐食の様子>





(iii) 美術館の側溝の地盤沈下

施設の周りでは地盤沈下が生じており、特に美術館の側溝の地盤沈下により、側 溝横に設置されているボイラーが傾斜し、接続配管にも歪みが生じている。

<視察時の美術館測溝の地盤沈下の様子>





(iv)道路の街灯の腐食

苑内の道路に沿って設置されている街灯の根本部分が腐食しているものがあり、 放置されると倒壊の恐れもある。指定管理者は、表面塗装による防錆措置や、照明 が十分な箇所については街灯を切断することにより撤去している。

<視察時の道路該当の腐食の様子>





④ **県有備品及び物品の管理について**【指摘 5-5-4】(報告書 175 頁)

県有備品台帳の整理番号と備品に貼付されている備品整理票の整理番号が異なっている ものが散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考え るが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管 理することを求められていることから、備品一覧との整理が必要である。

また、県有備品について、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

⑤ 指定管理料の設定方法について<u>【意見 5-5-5】(報告書 175 頁)</u>

当該施設においては、近年猪、鹿等の害獣の増加により糞の掃除や獣防護柵の設置を行っているが、現状の指定管理料には猪及び鹿対策としての費用は含まれておらず、指定管理者において対策費用及び人員の捻出が大きな課題となっている。利用者の安全性を確保するため、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。

以下の写真は、鹿による被害を受けた生垣であり、奥側は枝がむき出しになり、利用者の 安全性に配慮し、指定管理者が剪定している。

<視察時の害獣被害の状況>



⑥ スケートリンクの冷媒について【意見 5-5-6】(報告書 175 頁)

現在スケートリンクの冷凍機に使用されている冷媒フロン R22 については、平成 31 年 12 月末で、製造が中止されることが決まっている。今後もスケートリンクの運営を継続するのであれば、新冷媒 R410 用の冷凍機への切替えが必要となり、切替えまでの間の冷媒フロン R22 在庫の確保が必要となる。

切替える場合には多額の投資が必要であることから、スケートリンク運営の現状を分析 し、切替えを行うかどうかについて検討する必要がある。

⑦ **忘れ物管理について【**意見 5-5-7】(報告書 176 頁)

施設として忘れ物の保管方針を定めておらず、利用者への周知がされていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、最寄りの警察署に相談する等により適切な保管方針を定め、利用者へ周知することが必要である。

(6) 弓道場

① **県有備品及び物品の管理について**【指摘 5-6-1】(報告書 180 頁)

県有備品台帳に記載されている備品について、整理番号と備品に貼付されている備品整理票の整理番号が異なっているものがあった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品整理表による整理が必要である。

また、県有備品について、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

<弓道場の県有備品台帳抜粋>

番号	品名	規格	単価	数量	購入年度
1	コインロッカー	アルファ S-1245B	206, 750 円	1	平成5年
4	ルームエアコン	目立 RAS-LJ22Y 形	108, 369 円	1	平成 21 年

[※]上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

② 使用期限を経過している備品について【意見 5-6-2】(報告書 180 頁)

県有備品として、平成16年に取得したAEDが保管されているが、既に使用期限を経過しているため、別途リース契約により取得したAEDを常備している。

当該使用期限を経過したAEDについて、使用見込みがなく他に活用方法がない場合には、保管スペースの有用活用の観点から速やかに廃棄処理を行う必要がある。

③ **弓具貸出制度の明示について【**意見 5-6-3】(報告書 180 頁)

弓道場では弓具を所有していない利用者にも弓道を楽しんでもらい施設を積極的に利用してもらえるように1回(1日)100円の料金で弓具の貸出制度を導入しているが、当該制度は利用案内やホームページにおいて明示されておらず利用者への周知が不十分であるため、利用促進への貢献が限定的となっている。

定期的に開催している弓道教室においては受講者に対し、制度の説明を実施しているとのことであるが、初心者を含めた幅広い利用者の利用促進を進めるためには利用案内やホームページに弓具の貸出制度について積極的に記載し、利用者に周知する必要がある。

④ 幅広い利用者への開放的な運営について【意見 5-6-4】(報告書 181 頁)

施設の利用について、専用(団体)利用の場合は、利用予定日の3か月前に属する月の初日から3日前までに申し込むこととされ、共同(個人)利用の場合は、専用(団体)利用がない場合のみ、当日申込みにより利用可能となっている。

視察時(平成30年10月)から先3か月の弓道場の予約状況を確認したところ、専用(団体)利用による、共同(個人)利用の機会の減少が見受けられた。「弓道の振興を通じ、青少年をはじめ広く県民の心身の健全な発達に寄与することを目指す」とした設置目的に沿って運営していく必要があることから、休日を含む施設利用は個人と団体とがバランスよく使用できる運営が求められる。

利用料金を安く設定し、指定管理料を通じて県民が運営費を負担していることから、専用(団体)利用がある場合でも、人数に応じて共同(個人)利用も可能とする等、兵庫県内の幅広い年齢層やニーズに応える開放的な運営が必要である。

⑤ 非公募による指定管理者の選定について【意見 5-6-5】(報告書 181 頁)

弓道場は指定管理者制度を導入しているが、「施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設である」として指定管理者の公募を実施しておらず、(公財)兵庫県体育協会(以下、体育協会)が指定管理者として、兵庫県から指定されている。

弓道場はスポーツ施設の中で唯一の非公募により指定管理者を指定している施設であるが、弓道場を運営している団体や企業はほかにもあるため、公募により指定管理者を選定した場合には、応募者の状況によって現状の指定管理料の水準の妥当性が確かめられることにもなることから、公募しない理由について再度慎重に検討を行い、公募の導入についても検討する必要がある。

⑥ 利用料金の設定について【意見 5-6-6】(報告書 181 頁)

指定管理者は利用料金について、兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例で定められた基準額の0.5倍から1.5倍の範囲で、兵庫県に申し出を行えることとなっているが、利用料金は基準額のままで設定されている。

施設の稼働率はほぼ100%で推移しているにも関わらず、施設利用収入が年間1,300千円程度であり、変動費である日々雇用職員の賃金さえも賄うことができておらず、開館すればするほど赤字となる運営となっている。利用料金について、兵庫県下にある市立弓道場施設と同程度の利用料金に設定しているとのことであるが、当該弓道場施設は10人立以下の他の市立弓道場と比較して規模が大きいことから利用用途が幅広く、適正な利用料金よりも低額となっている可能性がある。

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

(7) 神戸西テニスコート

① 工作物明細表について<u>【意見 5-7-1】(報告書 185 頁)</u>

工作物明細表の内訳について、テニス審判台が 258 百万円となっている。10 年以上前の物になるため価格表等の根拠資料が無く検証は出来なかったが、一般的な販売価格からするとかなり高額となっていることから、記載内容に誤り又は他の工作物の価格と入力間違いがあると思われる。固定資産の効率的及び効果的な管理のため、また、減価償却費の計算にも影響を及ぼすため、根拠資料を整備する等して、工作物明細表の登録内容に誤りが無いように徹底する必要がある。

<神戸西テニスコートの工作物明細表抜粋>

		~	TT \	
(単位	•	4	ш	1
\ 				,

財産番号	種目	品名・メーカー・規格	数量	単価	耐用年数	新設年月
0001	雑工作物	フェンス、照明柱	1	6, 313	50年	平成9年3月
0002	体育設備	テニス審判台	1	258, 898	10年	平成9年3月
0003	諸標	テニスコート完成銘板	1	993	10年	平成9年3月

② 使用見込みのない備品について【意見 5-7-2】(報告書 185 頁)

施設内に、故障した備品、使用見込みのない備品が会議室や倉庫に多く置かれている。その背景には、指定管理者管理協定書第 18 条から第 20 条における備品管理にかかる記載のうち、廃棄の際には、以下のとおり代替品の購入が必要であると解釈されることから、そもそも使用していない備品や代替品を購入する予定はない備品について、処分が進められないことにある。積み上げた備品の落下や場所の占有による事故・怪我並びに事業の不効率を防止するため、兵庫県と協議の上、廃棄する必要がある。

第19条

- 2 県有備品が経年劣化等により業務の実施に供することができなくなった場合に おいて、甲と乙との協議により、当該県有備品に代わる物品を購入し、若しくは 調達(リース等)し、(以下、省略)。
- 3 前項の規定により、購入又は調達を行う場合にあっては、乙は甲の承諾を得て、 業務の実施に供することができなくなった県有備品を処分するものとする。

<視察時の備品の保管状況>



(i) 故障して使用できない備品

下表の備品は、前指定管理者から引き継いだ時点において全て故障しており、利用できない備品である。この他、故障した冷蔵庫、掃除機、椅子等が確認された。

<故障して使用できない備品>

(単位:円)

番号		取得※					
大分類	中分類	小分類	整理	品名・メーカー・規格	年月日	数量	単価
11	105	900	1	パウチ	-	-	-
11	105	900	2	テプラ・キングジム	-	-	-
11	106	101	7	パソコン(タッチパネル)・COMPAQ	-	-	-
11	106	101	22-3	カラープリンター・エプソン	H22. 12. 2	1	129, 150
11	106	101	22-5	パソコン(モニター付き)・DELL	H23. 3. 16	1	90, 999

[※] 年月日、価格がないものは取得価格が5万円以下であり、費用計上したものである。

(ii)施設の業務内容と異なるため使用見込みのない備品

下表の備品は、施設の開設当時はテニス及びバレーボール兼用のコート利用を計画していたため、バレーボール関係用品も用意されていた。しかし、コートにはテニス用のネットポールが固定され、テニス用の人工芝が張られており、今後もバレーボールコートとして利用する予定はなく、バレーボール関係用品は長期間にわたり倉庫の棚の上に置かれている状態である。

<使用見込みのない備品>

<i>D</i> 47 11	/ /		D 114 7				
番号			品目	取得			
大分類	中分類	小分類	整理	品名・メーカー・規格	年月日	数量	単価
19	194	108	15-21	バレーボール関係用品	-	-	-

③ **県有備品及び物品の管理について**【指摘 5-7-3】(報告書 187 頁)

県有備品台帳に、新規に取得した下表のAEDが反映されていなかった。また、AEDに添付されている備品整理票は過去に廃棄した備品に対するものであった。適切な備品管理のために県有備品台帳を適時に更新するとともに、当該備品を特定できる整理番号を記載した備品整理票を添付すべきである。

<新規に取得したAED>

品目	取得			
品名・メーカー・規格	年月日	数量	単価	価格
AED・フィリップスハートスタート FRX	H29. 9. 30	1	216, 000	216,000

④ 未還付金の保管状況について【意見 5-7-4】(報告書 187 頁)

レンタルコート代は平成29年7月までは利用者から事前に徴収した上で、利用当日に雨 天等によりコート利用が中止となった場合は返金することになっていた。しかし、利用者の 中には返金を受け取りにこない者もおり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利 用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結 果、下表のとおり未還付金が残っている。未還付金は利用者ごとに封筒にいれて金庫に保管 しており、平成27年度以前の分については、指定管理者である(株)ITC本社の金庫に保管 している。現金の長期にわたる保有は紛失・盗難のリスクがあるため、一定期間を経過した ものについては還付先情報を保管するのみにし、金融機関に預け入れる必要がある。

なお、平成29年8月以降は利用当日にレンタルコート代を徴収しており、返金は発生していない。

<年度別発生未還付金一覧>

年度	件数	金額 (円)	年度	件数	金額 (円)
平成18年度	44	41, 500	平成24年度	12	8, 500
平成19年度	20	18, 625	平成25年度	21	17, 475
平成20年度	30	29, 100	平成26年度	19	19, 550
平成21年度	39	32, 125	平成27年度	26	27, 585
平成22年度	26	22, 200	平成28年度		
平成23年度	28	37, 075	及び 平成 29 年度	63	55, 755
			合計	328	309, 490

⑤ クラブハウス前の段差について<u>【意見 5-7-5】(報告書 188 頁)</u>

クラブハウス前の樹木の根により地面が隆起し、段差が発生している。

柵の設置等の安全対策が行われていない箇所もあり、利用者の怪我につながる恐れがあるため、早急に柵を設置するとともに、修繕費の予算を設定し、樹木の撤去を検討する必要がある。

<視察時のクラブハウス前段差の状況>





⑥ **忘れ物の管理について**【意見 5-7-6】(報告書 188 頁)

施設として忘れ物についての保管方針を定めておらず、保管期間について利用者への周知がされていない。また、忘れ物の管理簿についても作成されていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、忘れ物管理簿の作成を行うとともに、最寄りの警察署に相談する等により適切な保管方針を定め、利用者へ周知することが必要である。

第3章 総合意見

1. 監査の視点

兵庫県内の県民利便施設である、都市公園・社会教育施設・スポーツ施設の管理・運営について、①施設の管理運営にかかる収入・支出手続等が関連する法令等に従い適切に行われているか②施設の県有資産が県の財務規則に従い適切に管理されているか③利用者のサービス向上等、施設の指定管理業務が適切に行われているか④経営改善や利用率向上等を目的とした効率的・効果的な施設の有効活用を図る取組が行われているかという視点で監査を実施した。さらに、その多くが指定管理者制度を採用していることから、各施設の指定管理者制度導入の是非、並びに直営する場合との違い、改善点の有無についても検討を重ねた。

以下、監査結果を総括する。

2. 監査結果のまとめ

(1) 都市公園

都市公園は兵庫県内に 15 施設整備されており、その全てが指定管理者制度を採用している。全ての公園に「まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。」という設置目的を掲げている。行政コストは以下のとおりであり、尼崎の森中央緑地とあわじ石の寝屋緑地を除き、費用対効果は概ねバランスがとれていると考えられる。両施設については、利用者数が相対的に少ないことがこの結果に影響していると考えられることから利用者数を増やす施策を継続する必要がある。

<都市公園の利用者一人当たり県負担額> (平成29年度)

亚日	ハ国タ	行政コスト純額	利用数	利用者一人当たり
番号	公園名	(千円)	(千人)	県負担額(円)
1	舞子公園	123, 283	1,874	66
2	尼崎の森中央緑地	102, 532	110	924
3	明石公園	189, 784	2, 465	77
4	甲山森林公園	37, 441	859	44
5	西猪名公園	4, 751	324	15
6	赤穂海浜公園	60, 893	517	118
7	三木総合防災公園	289, 867	1,069	271
8	一庫公園	50, 433	230	219
9	有馬富士公園	73, 572	779	94
10	丹波並木道中央公園	65, 766	142	462
11	淡路佐野運動公園	111, 378	197	565
12	淡路島公園	144, 952	2, 137	68
13	灘山緑地	18, 157	180	101

14	播磨中央公園	111, 056	400	277
15	あわじ石の寝屋緑地	17, 072	13	1, 267

一方で、各施設における直近の指定管理者の応募状況は以下のとおりであり(非公募除く)、 指定管理者応募数が少ない状況にある。

<都市公園の指定管理者応募数>(直近)

番号	公園名	指定管理 応募数	指定管理者
1	舞子公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
2	尼崎の森中央緑地	2	兵協・尼協・阪神共同体
4	甲山森林公園	2	パークマネジメント甲山
5	西猪名公園	1	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
6	赤穂海浜公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
8	一庫公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
9	有馬富士公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
10	丹波並木道中央公園	2	兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会
10	万仮业小坦中大公園	2	共同事業体
11	淡路佐野運動公園	1	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
14	播磨中央公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会

また、15 の都市公園のうち、13 の指定管理者である(公財)兵庫県園芸・公園協会が指定 管理を受けている。

指定管理者への応募数が少なく、また特定の団体に指定管理が集中している状況について、 民間事業者を含む幅広い団体から選定を行い、様々な考えや手法から、より有効なものを選 択するという指定管理者制度の重要な利点を活用できていないのは明らかである。多くの団 体に指定管理者に応募してもらえるように様々な改革及び取組を行っていくことが必要で あり、その中でも重要と思われるのは、指定管理者に与えるインセンティブであると考える。 兵庫県では、既に施設における駐車場等の利用料収入の一部を指定管理者に還元させるなど、 インセンティブの付与に努めているが、さらなるインセンティブの充実を図るべく、3点検 討に値すると考えられる施策を提起したい。

① 指定管理者へのコスト削減成果への施策

現状、指定管理者は、そのコスト削減によって利益を出した場合、次回更新時に指定管理料が下げられるという不安があるため、コスト削減へのインセンティブが働きにくい状況となっている。これは、兵庫県の取組が十分に認識されていないことによるものと考えられるが、兵庫県は丁寧な説明を行っていくことで、こうした指定管理者との認識の齟齬を解消し、コスト削減や前向きな利用料金の提案が積極的に行われるようにしていく必要がある。

② 資産の有効活用

所有している資産の有効活用の促進、例えば、舞子公園の駐車場の活用【意見 3-1-3】や、明石公園【意見 3-3-3】、西猪名公園【意見 3-5-3】、三木総合防災公園【意見 3-7-2】、淡路佐野運動公園【意見 3-11-3】等で記載した利用料の弾力化による利用促進又は利用料収入の増加といった施策を講ずることで、指定管理者の収入増加を促進することができる。

③ 指定管理業務の魅力のPR

指定管理者は都市公園を管理することにより指定管理料(利用料金施設の利用料金含む)を受ける以外に、兵庫県の許可を得て公園の敷地や施設を使用して自主的な収益事業を行うことができ、それにより収益を稼得することができる。例えば許可を得て公園内に自動販売機を設置したり、キッチンカーで飲食物を販売すること等により収入を得ることができ、応募者にとって魅力ある応募先となると考えられる。また、現在、公募の際に応募希望者に対して収益事業の収益額等の情報を公開しているが、今後さらに応募者を増やしていくためには、当該公園で実施できる収益事業に関して、より詳細な実績や収益事業の可能性についても積極的に情報提供していく等、指定管理者のインセンティブをこれまで以上に PR していくことも必要であると考えられる。

一方で、現実として(公財) 兵庫県園芸・公園協会がほぼ全ての都市公園の指定管理を行っていることを無視することはできず、少なくとも当面は(公財) 兵庫県園芸・公園協会が存続持続することが県民サービス維持には必要であるのも事実である。しかし、(公財) 兵庫県園芸・公園協会は職員の平均年齢が高齢化しており、この状況を継続した場合、県民にとって重要と考えられる都市公園の行政サービスの持続可能性に疑義が生じてくる。この点において、兵庫県は指定管理者に対する若年世代の雇用促進施策の実施等、何らかの対策を検討すべきと考える。

都市公園は、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与えるという重要な目的を有する行政サービスである。県政の英知を結集し、持続可能なサービスの提供が期待される。

(2) 社会教育施設

社会教育施設は、県民の生涯教育や、知識並びに文化の発展に寄与することをその目的として、兵庫県内に8施設整備されている。その性質から民間の管理はそぐわない分野も多いことから、うち6施設が直営で行われ、残り2施設は公益財団法人に非公募で指定管理されている。行政コスト及び利用者一人当たり県負担額は以下のとおりとなっている。

<社会教育施設の利用者一人当たり県負担額> (平成29年度)

亚口.	+h:=n. b	一		利用者一人当たり
番号	旭 政名	(千円)	(千人)	県負担額(円)
1	嬉野台生涯教育センター	175, 880	153	1, 145

2	図書館	306, 611	53	5, 763
3	美術館王子分館	266, 750	216	1, 232
4	美術館	1, 371, 606	902	1, 519
5	歴史博物館	236, 443	80	2, 941
6	人と自然の博物館	562, 027	976	576
7	コウノトリの郷公園	181, 936	233	781
8	考古博物館	464, 092	144	3, 214

また、設置年月日は以下のとおりであり、歴史博物館等については建屋の老朽化が進んでいる。(嬉野台生涯教育センターは平成27年度、図書館は平成29年度、美術館王子分館は平成28年度に大規模改修済)

<社会教育施設の設置年月>

番号	施設名	設置年月
1	嬉野台生涯教育センター	昭和 54 年 7 月
2	図書館	昭和 49 年 10 月
3	美術館王子分館	昭和 45 年 3 月
4	美術館	平成 14 年 4 月
5	歴史博物館	昭和 58 年 4 月
6	人と自然の博物館	平成 4 年 10 月
7	コウノトリの郷公園	平成 11 年 4 月
8	考古博物館	平成 19 年 4 月

社会教育施設は、ひょうご庁舎・公的施設等管理プランにおいても、築年数を理由に対象となっていないことから、計画的な修繕により大規模な修繕を未然に防ぐという観点が重要になってくると考えられる。

知恵を絞った広報活動により利用者数を増加させ、21世紀兵庫長期ビジョンの達成に向けて持続可能な行政サービスが望まれる。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設は、兵庫県内に7施設整備されており、その全てが指定管理者制度を採用している。全てのスポーツ施設に「スポーツの振興を通じて、青少年をはじめとした県民の健全な育成と健康で文化的な生活の向上に寄与すること」という設置目的を掲げている。行政コスト及び利用者一人当たり県負担額は以下のとおりとなっている。

<スポーツ施設の利用者一人当たり県負担額> (平成29年度)

平口.	+ /_ =n <i>b</i>	行政コスト純額	利用数	利用者一人当たり
番号	施設名	(千円)	(千人)	県負担額(円)

1	文化体育館	60, 560	788	77
2	武道館	786, 517	590	1, 332
3	総合体育館	350, 482	570	614
4	海洋体育館	85, 772	68	1, 252
5	円山川公苑	20, 002	86	232
6	弓道場	22, 253	25	859
7	神戸西テニスコート	22, 593	67	337

また、設置年月日と維持管理費及び事業運営費は以下のとおりであり、神戸西テニスコート及び武道館を除き、設置後 30 年程度経過している。また、文化体育館と総合体育館については維持管理費及び事業運営費が多額になっていることから、計画的な修繕による長寿命化が必須である。

<スポーツ施設の維持管理費> (平成29年度)

番号	施設名	設置年月	修繕維持費 (千円)
1	文化体育館	昭和 60 年 6 月	303, 884
2	武道館	平成 14 年 4 月	125, 141
3	総合体育館	昭和 60 年 8 月	315, 548
4	海洋体育館	昭和 59 年 4 月	45, 940
5	円山川公苑	昭和 62 年 11 月	86, 831
6	弓道場	昭和 63 年 5 月	14, 580
7	神戸西テニスコート	平成 24 年 4 月	51, 695

なお、利用者当たりの利用料金収入は以下のとおりとなっており、県負担額に比して、武 道館の利用料金収入は少ないと考えられる。県施設として、一部の個人に便益が帰属するこ とは好ましい状態ではないため、利用料金の改定、稼働率の上昇等の施策を講じて、状況を 改善することが望ましい。

<スポーツ施設の利用者一人当たり利用料金収入> (単位:円)

番号	施設名	利用者一人当たり 県負担額	利用者一人当たり 利用料金収入(※)
1	文化体育館	77	493
2	武道館	1, 332	60
3	総合体育館	614	161
4	海洋体育館	1, 252	371
5	円山川公苑	232	1, 544
6	弓道場	859	143
7	神戸西テニスコート	337	740

(※) 行政コスト計算書の「使用料・手数料等収入」/利用者人数で算出

(4) 兵庫県全体の視点

本年度、都市公園・社会教育施設・スポーツ施設の県民利便施設の監査を通じて、主に以下 の3点が各施設共通の課題と考える。

① 備品管理

多くの施設で備品管理等に不備が見受けられた。効果的かつ効率的に備品等を管理するためにも、台帳の適切な作成、備品整理表の正確かつ明瞭な記載、年1回の棚卸しが必要である。施設の実情によっては対応が困難であることも想定されるため、兵庫県は指定管理者と協議の上、適切に対応していただきたい。なお、これは、前回の包括外部監査の際にも指摘されている内容であることから、あらためて対応を徹底していただきたい。

② 稼働率及び利用料設定の改善

各施設によって稼働率に大きな差があり、稼働率が低い施設は原因・課題を把握することに加え、広報等の稼働率向上施策を講じる等、兵庫県と指定管理者が協力して対策を実施する必要がある。受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、稼働率が高い施設は、利用料金の設定の見直しを検討すべきである。

③ 施設の維持・修繕や老朽化対策

塗装の剥がれや機械の不具合など施設の老朽化が進んでおり、今後、ますます維持・修繕にかかる費用が増加していくことが想定される。人口減少の局面にある中、多様化する県民ニーズに対応できる施設を維持するには、今ある施設を有効に活用することで財政負担の軽減を図りながら、計画的に機能の見直しや設備の維持・修繕等を実施する必要がある。

なお、既存施設の防災や安全面で緊急性のある修繕への対応が現状では遅れている一方で、 県民ニーズ等を考慮して新規施設の建築が行われている。少子高齢化社会において今ある施 設をいかに有効に活用するかを考えるとともに新たに施設を作る場合でも、将来にわたり維 持できることを確保することが大切である。現在の県民利便施設の行政サービスにおいて最 も重視すべきは、このような視点を持ち持続可能な行政サービスを維持することであると感 じている。

以上